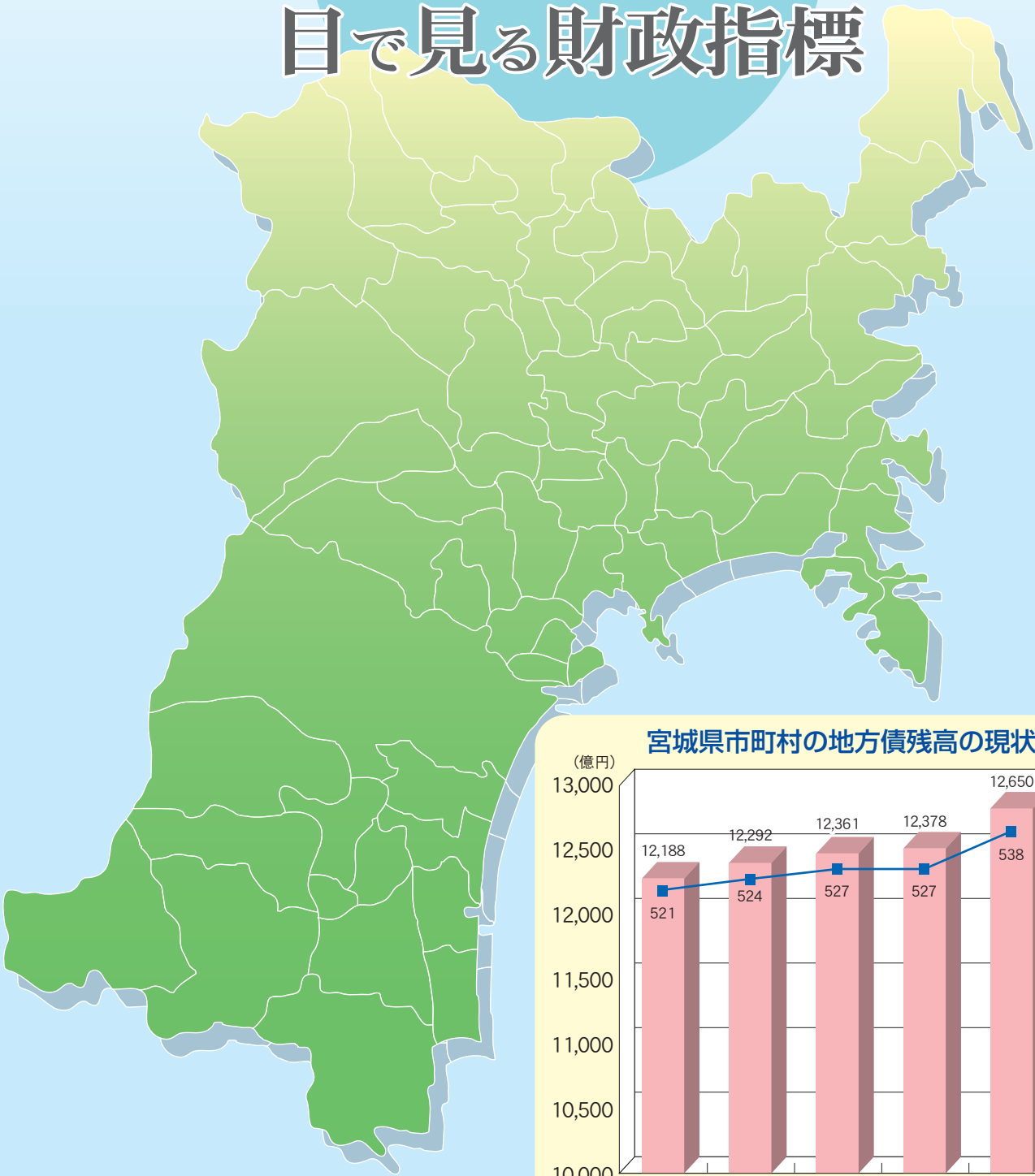


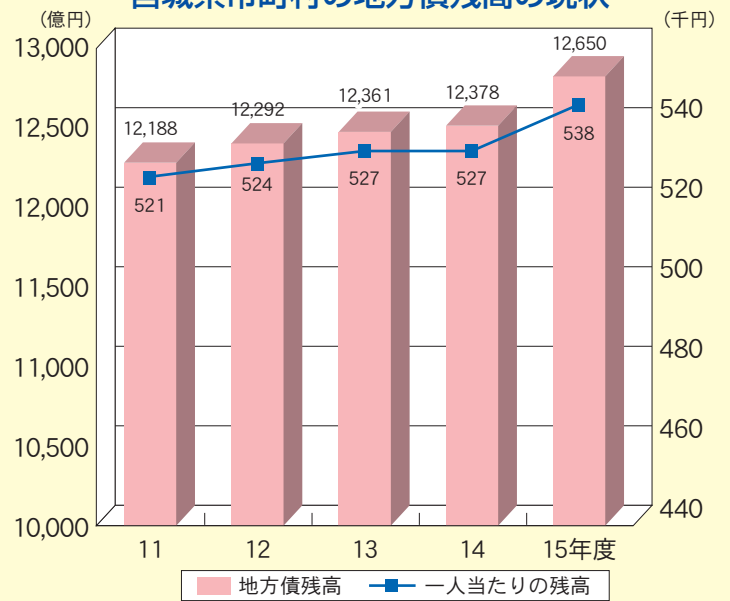
平成15年度決算

市町村財政の現況

目で見る財政指標



宮城県市町村の地方債残高の現状



平成17年3月

宮城県総務部市町村課

も く じ

◆はじめに	1
◆市町村別普通会計決算収支の状況	2
第1章 市町村財政の推移と現状分析	3
1 決算の状況	3
(1) 決算の概要	3
(2) 決算収支と経常収支比率	4
2 歳入	5
(1) 歳入構造	5
(2) 自主財源と依存財源	6
(3) 市町村税の構成	7
(4) 地方交付税の概要	9
3 歳出	11
(1) 歳出構造	11
(2) 経費別決算額の推移	12
4 財政構造	14
(1) 経常収支比率の状況	14
(2) 起債制限比率の状況	15
(3) 財政力指数の状況	16
(4) 将来にわたる財政負担の推移	17
5 年度間の財源調整	18
(1) 基金の状況	18
(2) 積立金現在高比率	19
6 公営企業	20
第2章 市町村ごとの財政指標	23
第3章 三位一体の改革	32

はじめに

長引く景気低迷による影響を受け、国や地方公共団体の財政状況は悪化の一途を辿っており、平成17年度末には地方公共団体における地方債（借入金）の残高は約205兆円に達し、地方債依存度（歳入に占める地方債の割合）は14.7%になるものと見込まれています。また、社会保障関係経費の増加等により平成17年度は7兆5,129億円の財源不足が見込まれており、非常に厳しい財政運営が続くことが予想されています。

平成17年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額をまとめた平成17年度地方財政計画では、平成16年度に引続き、人員削減による給与関係経費の削減、地方単独事業費の削減等により歳出を抑制し、財源不足額を圧縮することが盛り込まれました。しかしながら、現在の厳しい財政状況を完全に脱却できるには至っていないのが実情であり、各地方公共団体の更なる努力（歳出削減、行政経営のより一層の効率化等）が必要となっています。

一方で安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額（地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額）は、国と地方の信頼関係に基づき三位一体改革を推進するために、平成17年度は約53兆4,399億円（対前年度比401億円、0.1%増）が確保されることとなりました。

国から地方への財源移譲、国庫補助・負担金の廃止・縮小及び地方交付税の見直しを図り、地方財政の自立を実現し、真の地方分権を目指す、いわゆる「三位一体の改革」については、平成16年11月の政府と与党の合意により、平成18年度までの改革の方針として、約3兆円の税源委譲に結びつく国庫補助金の見直し等を行うことが盛り込まれました。地方が強く求めていた義務教育費国庫負担金の改革については暫定措置とされ、平成17年度に結論を得ることになりました。

地方債については、平成18年度から現行の許可制が協議制に移行され、市町村は、国や県の同意が無くとも議会への報告により自己責任で地方債の発行が可能となります。また、財団法人地方債協会に設置されていた「地方債に関する調査研究委員会」が平成13年度中に提出した最終報告書にあるように、これまでの公的資金を中心とした地方債資金の確保から市場原理の導入や市場公募債も含めた民間資金の活用が進められていくという流れが加速しています。

これらの制度改革が意味するところは、市町村が地方自治を行うにあたって自己決定・自己責任という考え方が強く求められているということ、もはや国や県を頼りに地方財政を運営していくことはできないことであり、市町村はこれらを念頭に受身的な姿勢から脱却し、これからの地方分権の時代において自らの主権を勝ち取っていかねばならないということです。

本書は、平成15年度までの決算状況を基に、県内69市町村の財政状況を簡単な説明や用語解説により、わかりやすく説明できるようにしたものです。こういった性格上、残念ながら現在の制度を前提とした資料であり、今後の制度改革の影響等を予測したものではありませんが、本書が行財政運営の実態を把握する上での参考資料として活用され、市町村合併、行財政改革への今後の一助となれば幸いです。

平成17年3月

宮城県総務部市町村課長 足 達 雅 英

市町村別普通会計決算収支の状況

平成15年度

(単位：百万円)

市町村名	(A) 歳入総額	(B) 歳出総額	(A-B) 差引額	実質収支	市町村名	(A) 歳入総額	(B) 歳出総額	(A-B) 差引額	実質収支
仙台市	418,189	411,770	6,418	357	築館町	6,132	5,883	249	113
石巻市	37,084	36,905	179	53	若柳町	6,374	6,248	126	123
塩竈市	20,234	19,914	321	308	栗駒町	6,835	6,718	117	114
古川市	23,900	23,411	489	374	高清水町	2,457	2,352	105	101
気仙沼市	19,595	19,146	450	432	一迫町	5,022	4,868	154	148
白石市	15,735	15,227	508	421	瀬峰町	2,553	2,438	116	115
名取市	22,260	21,652	608	355	鶯沢町	2,499	2,428	71	63
角田市	10,925	10,545	380	365	金成町	4,464	4,153	311	244
多賀城市	19,123	18,761	362	215	志波姫町	3,920	3,787	133	103
岩沼市	12,513	12,165	348	317	花山村	1,769	1,708	61	61
市計	599,559	589,496	10,063	3,198	栗原計	42,025	40,583	1,443	1,185
蔵王町	6,681	6,524	157	131	迫町	7,906	7,763	143	118
七ヶ宿町	2,561	2,467	94	77	登米町	3,525	3,467	57	44
大河原町	7,075	7,003	71	71	東和町	4,625	4,450	175	127
村田町	6,075	5,784	291	148	中田町	6,799	6,754	45	45
柴田町	12,275	12,138	137	135	豊里町	4,593	4,169	424	149
川崎町	5,434	5,217	217	188	米山町	5,110	4,966	143	135
丸森町	7,851	7,540	311	280	石越町	3,815	3,751	63	53
仙南計	47,952	46,673	1,278	1,031	南方町	4,998	4,459	540	127
亘理町	9,929	9,603	326	299	登米計	41,371	39,781	1,590	799
山元町	6,505	6,283	222	168	河北町	5,805	5,648	157	147
松島町	6,378	6,214	163	163	矢本町	11,957	11,531	425	182
七ヶ浜町	5,947	5,746	201	201	雄勝町	2,669	2,614	55	55
利府町	9,182	8,846	335	230	河南町	9,879	9,173	706	248
大和町	8,440	8,076	364	260	桃生町	3,345	3,177	168	110
大郷町	4,208	4,004	204	194	鳴瀬町	5,896	5,568	328	158
富谷町	8,587	7,854	733	508	北上町	2,684	2,624	61	52
大衡村	4,174	4,028	146	146	女川町	9,644	9,376	269	267
仙台地方計	63,349	60,655	2,695	2,169	牡鹿町	4,143	4,062	81	81
色麻町	3,918	3,768	150	124	桃生・牡鹿計	56,023	53,773	2,249	1,301
加美町	17,835	17,384	451	434	志津川町	4,969	4,807	162	158
松山町	2,917	2,751	166	90	津山町	3,226	3,102	125	121
三本木町	3,668	3,566	102	67	本吉町	5,225	5,145	80	78
鹿島台町	5,916	5,838	78	69	唐桑町	3,239	3,147	91	87
岩出山町	5,606	5,474	132	131	歌津町	2,582	2,547	35	35
鳴子町	4,766	4,640	126	68	本吉計	19,240	18,748	492	478
涌谷町	6,881	6,786	95	63	町村計	336,954	325,533	11,421	8,137
田尻町	5,478	5,281	198	9	県計(仙台市含)	936,513	915,029	21,484	11,335
小牛田町	6,077	5,994	84	33	県計(仙台市除)	518,324	503,259	15,065	10,977
南郷町	3,932	3,840	92	87	実質収支 = 歳入歳出差引額 - 翌年度へ繰り越すべき財源				
大崎計	66,994	65,321	1,673	1,174					

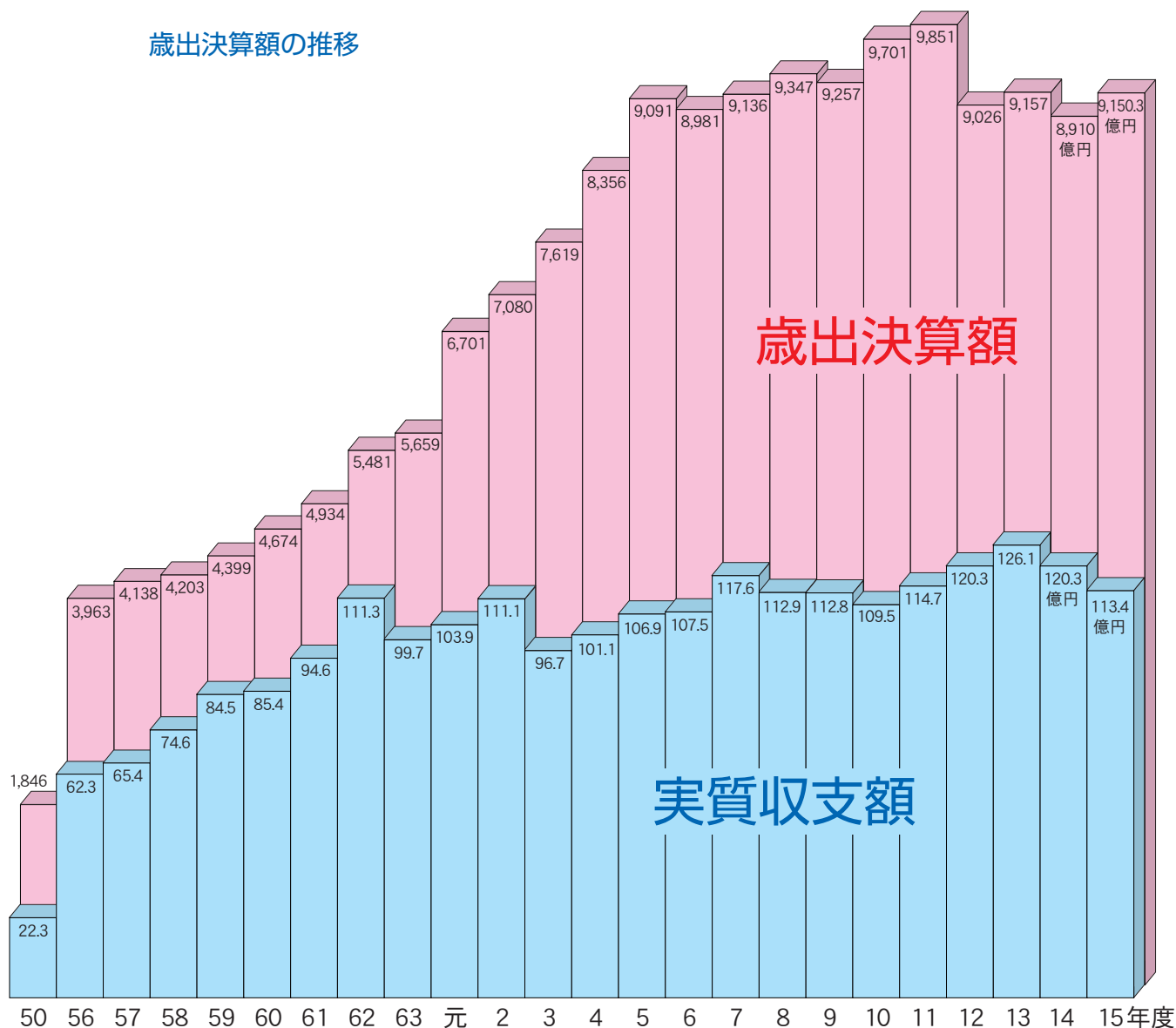
※上表は端数調整により合計と一致しない箇所があります。

第1章 市町村財政の推移と現状分析

1、決算の状況

(1) 決算の概要

平成15年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が9,365.1億円、歳出が9,150.3億円で、歳入から歳出を差し引いた額（形式収支）は214.8億円の黒字となりました。



用語解説

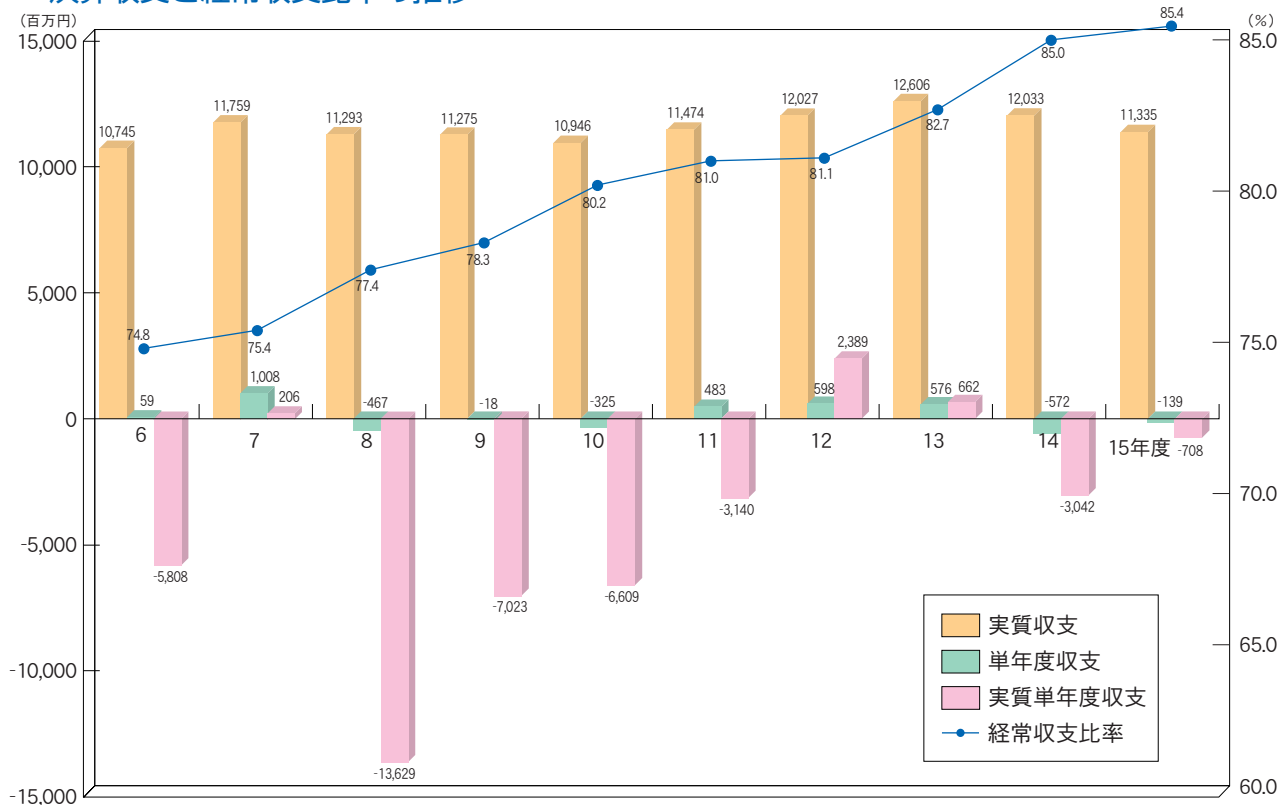
普通会計 市町村など地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計などがあります。

(2) 決算収支と経常収支比率

実質収支は前年度に引き続き全団体が黒字となりましたが、単年度収支は平成14年度に続いて2年連続の赤字となり、赤字の団体は前年度から7団体減少して35団体となりました。さらに、実質単年度収支も平成14年度に続いて2年連続の赤字となり、赤字の団体は前年度から16団体減少して35団体となりました。

また、経常収支比率は前年度の85.0%から0.4ポイント上昇の85.4%で、平成3年度以降13年連続の上昇となり、県全体の財政構造の硬直化が進んでいると言えます。

決算収支と経常収支比率の推移



用語解説

実質収支 その年度の決算で、収支が赤字であったか黒字となっているかを見るための指標で、歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源（事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など）を差し引いた額をいいます。

単年度収支 実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があり、この数値を単年度収支といいます。

実質単年度収支 歳入歳出の中には単年度的に収支を左右するものがあります。

例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度的には大きな支出となりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったとした場合、その収支を見るための数値を実質単年度収支といいます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

経常収支比率 財政構造の弾力性の程度を示す指標の一つ。人件費・扶助費・公債費等、市町村の運営にあたり必ず必要となる経費（経常経費）に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とした財源（市町村が運営するに当たり必ず収入される財源で、経常一般財源といいます）がどの程度充てられているかを見る指標で、この比率が低いほど財政構造が弾力性に富んでいる、つまり、経常経費以外の公共事業等の各種事業費などに充てることができる財源が多いこととなります。

一般的に、市は80%、町村は75%程度が健全であるとされており、この数値が高くなるほど財政構造が硬直化していると言えます。

2、歳入

(1) 歳入構造

平成15年度の歳入は9,365.1億円で、前年度（9,149.1億円）に対して216.0億円（2.4％）の増加となりました。

歳入が増加に転じた主な要因は、国庫支出金、県支出金及び地方債など使い道が限定される特定財源の増加（13.3％）によるものです。

地方債については、地方交付税の一部が臨時財政対策債の発行に振り替えられたことなどにより、前年度より29.0％も増加しています。

使い道が自由な一般財源については、前年度より減少（3.8％）しています。地方税については、固定資産税のうち償却資産分は増加したものの、土地分及び家屋分で減少し、市町村民税も減少したため97.4億円（3.1％）減の3,072.4億円となりました。地方交付税については、前年度と比較して140.5億円（6.7％）減の1,960.7億円となり、一部は臨時財政対策債の発行に振り替えられています。

歳入構成比の推移



用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくための根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人に負担をお願いしているものです。

地方債 地方公共団体が財政上、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるもの。いわば「地方公共団体の借金」です。

地方交付税 地方税は、地域によって経済的な違いがあるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護についていえば、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っています。

この地方交付税は、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

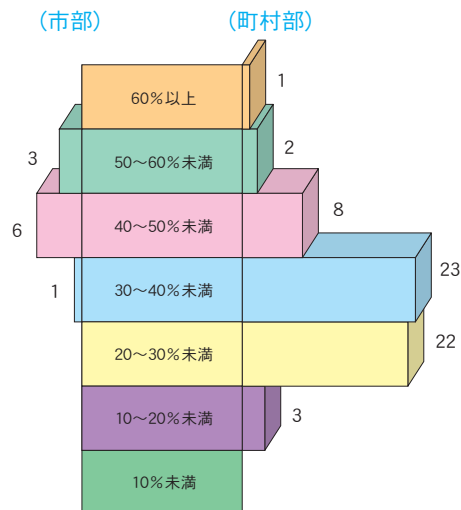
(2) 自主財源と依存財源

市町村の財源は、自主財源（地方税などが自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、地方公共団体の自主性、安定性は、自主財源の多寡により左右されます。

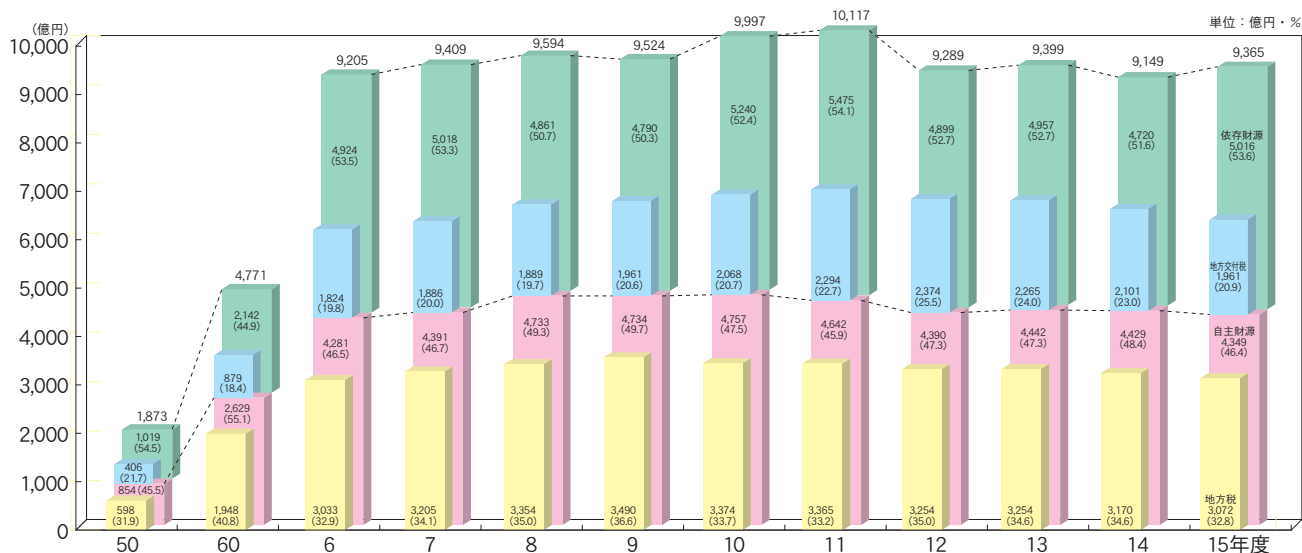
自主財源が財源全体に占める割合は、前年度48.4%より2.1ポイント減少し、46.4%となりましたが、自主財源の割合が30%未満の団体が3分の1以上を占めるなど、財政基盤は依然として脆弱であり、団体間の格差も大きいと言えます。

自主財源の割合別団体数

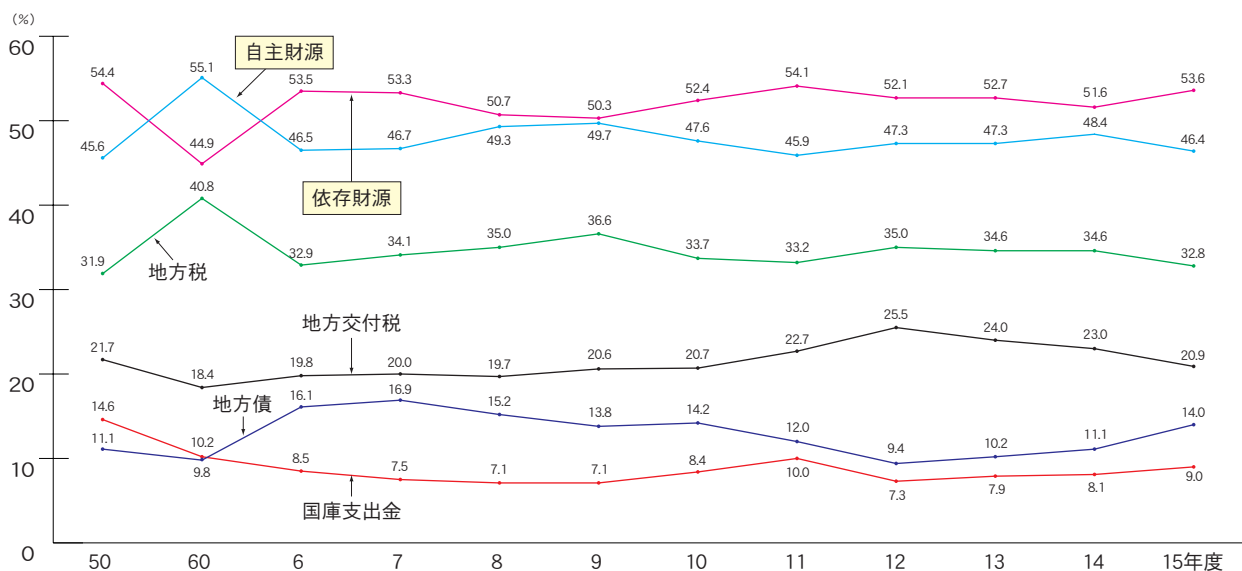
(平成15年度)



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

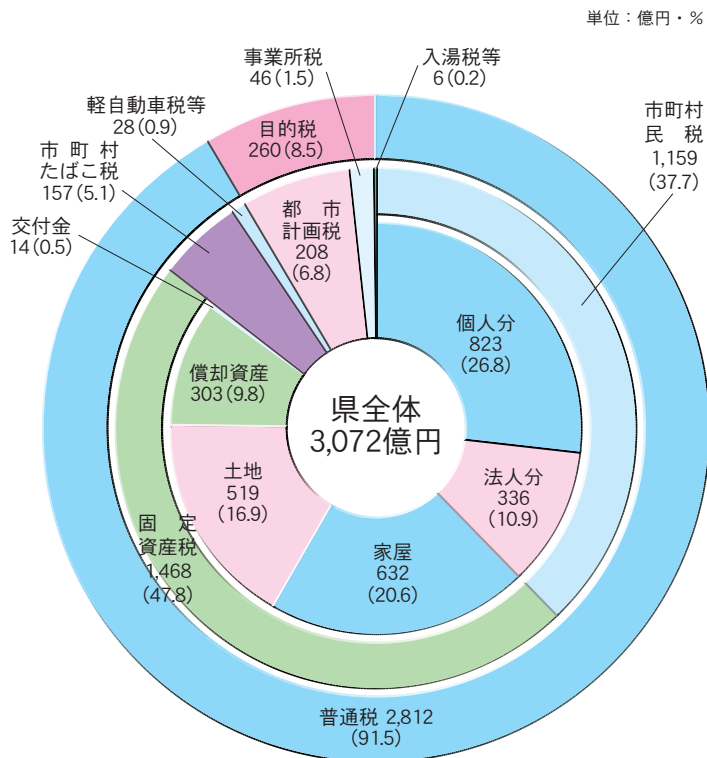
平成15年度の市町村税収入額は、3,072億円と前年度から3.1%減少しました。これは、固定資産税の償却資産で増加したものの、固定資産税の土地、家屋分が減少し、市町村民税でも収入額が減少したためです。

税目別に見ると、構成割合が第1位の固定資産税（47.8%）は収入額が前年度対比3.2%の減となりました。これは、償却資産の増加分に比べ、地価の下落等に伴う土地評価額の減価分や家屋の減少分がこれらを上回ったためです。

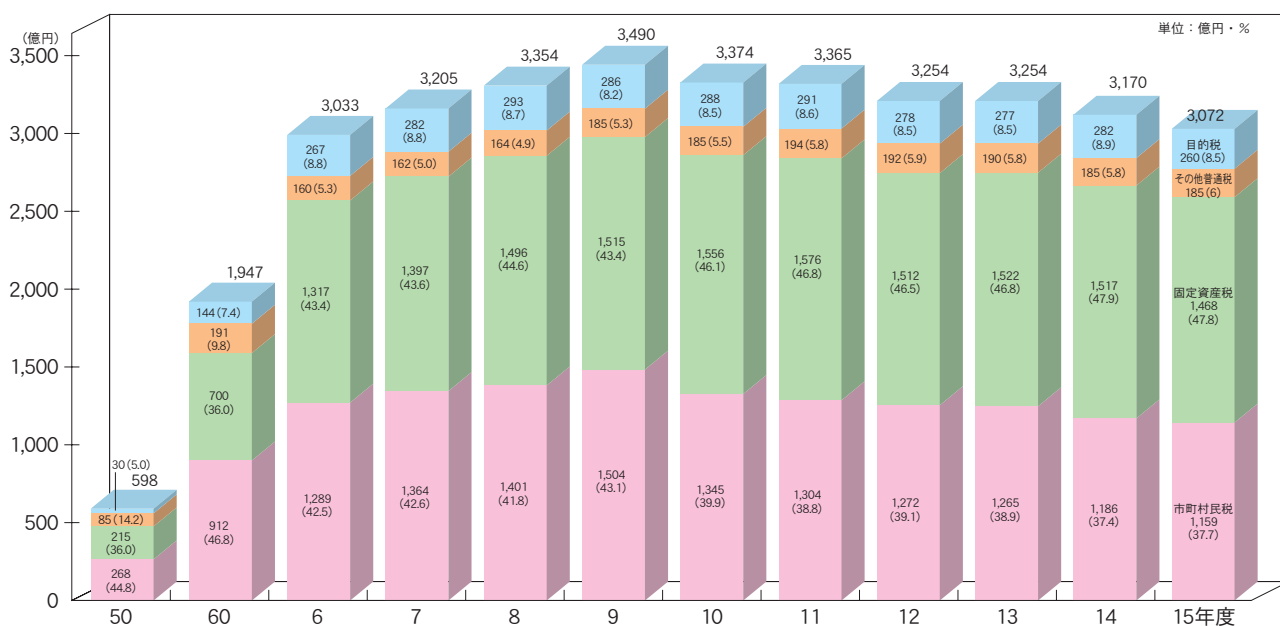
固定資産に次ぐ市町村民税（37.7%）は、前年度対比2.3%減と前年度を下回りました。これは、法人税割が7.3%増加したものの個人所得割等が大幅に落ち込んだことによるものです。

目的税については、都市計画税（6.8%）が前年度対比6.4%減少し、事業所税（1.5%）も新增築に係る事業所税の廃止により前年度対比15%と大幅に減少しています。

市町村税の構成（平成14年度）
（国民健康保険税を除く）



市町村税収入額（税目別）の推移
（国民健康保険税を除く）

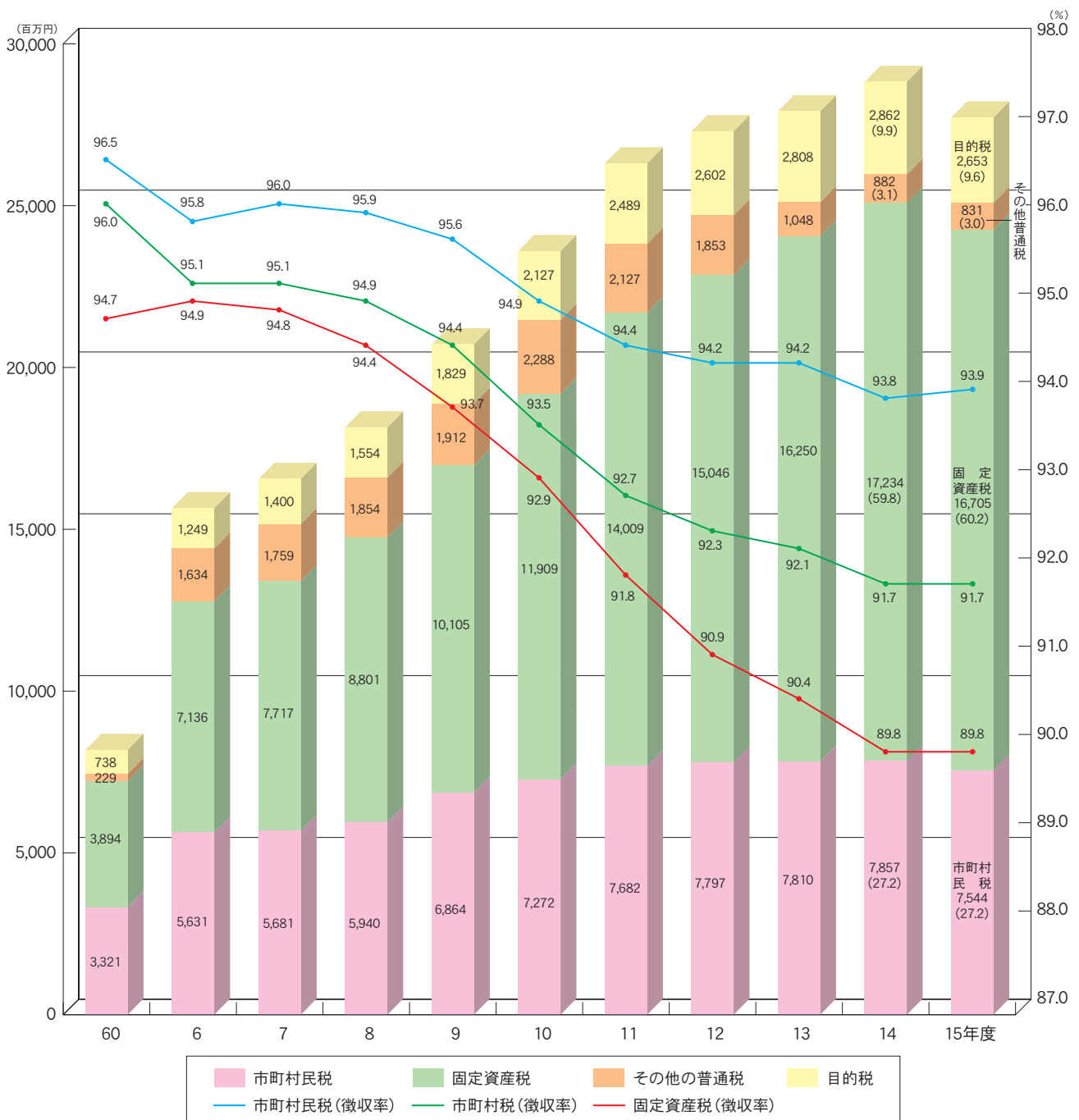


徴収実績は、県全体の徴収率が91.7%（前年度91.7%）と前年度と同率となり、昨年度までの11年連続の徴収率低下に歯止めがかけられました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率を上回った市町村数は18団体（前年度13団体）で、残りの51団体は前年度の徴収率を下回りました。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は93.9%（前年度93.8%）で前年度を0.1ポイント上回り、固定資産税は89.8%（前年度89.8%）と同率となりました。

次年度に滞納繰越される額は、近年の長引く景気低迷の影響を受けて徴収率の悪化とともに増加し、昭和60年度の81.8億円に比べ平成15年度では約3.4倍の277.3億円となっています。

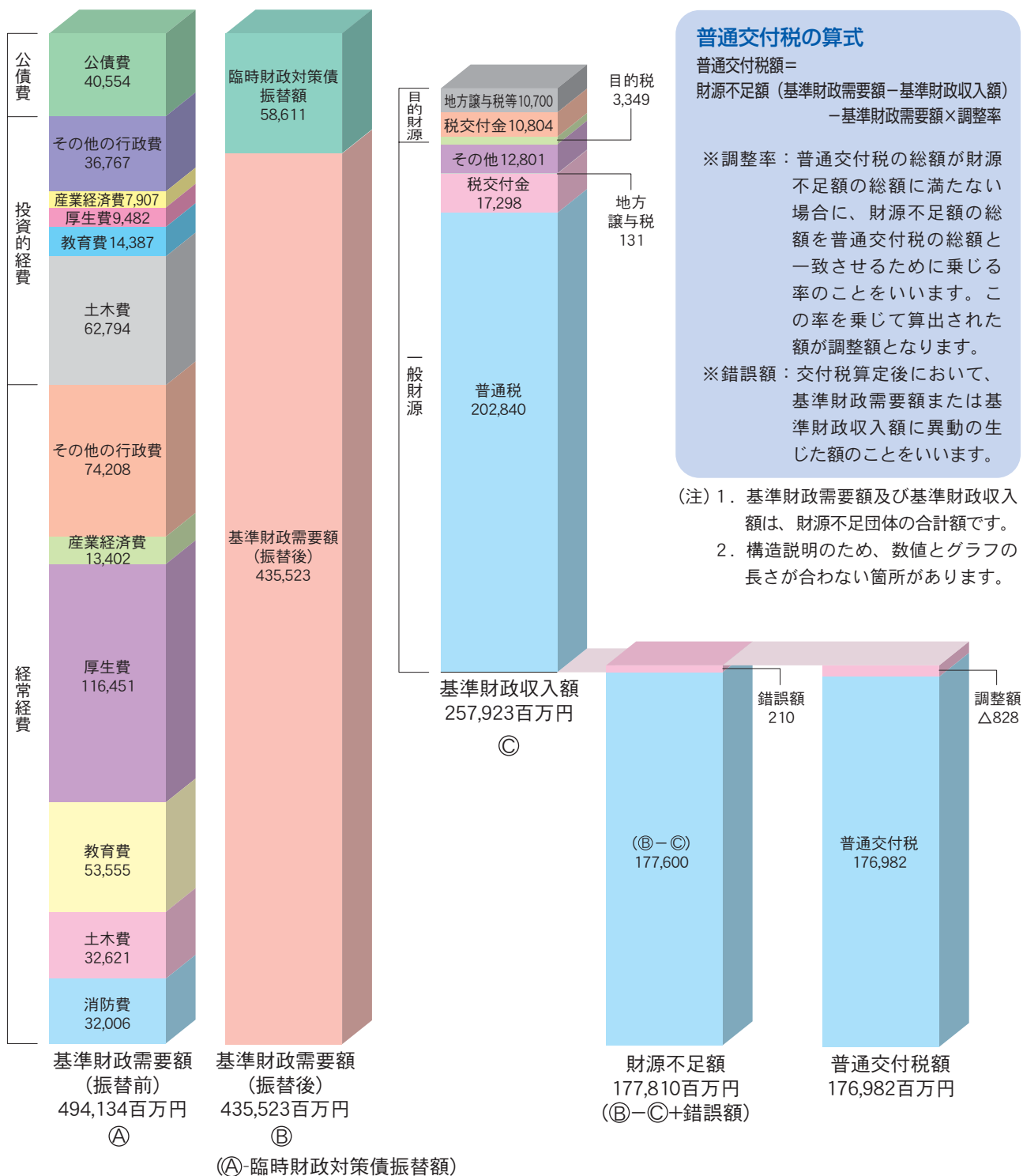
次年度に滞納繰越される額と徴収率の推移 （国民健康保険税を除く）



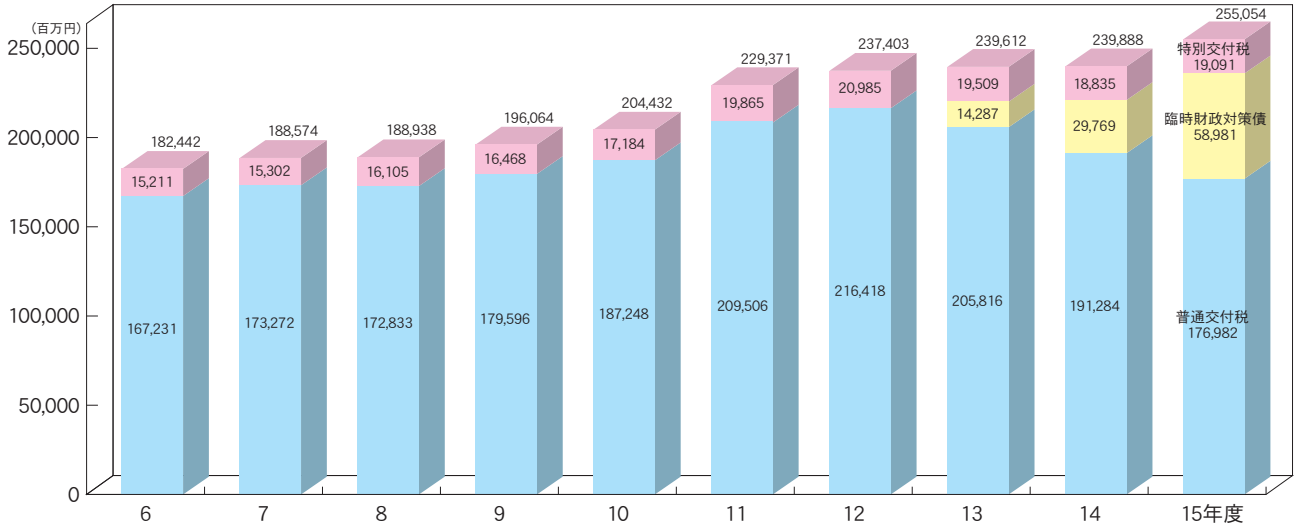
(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体はその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



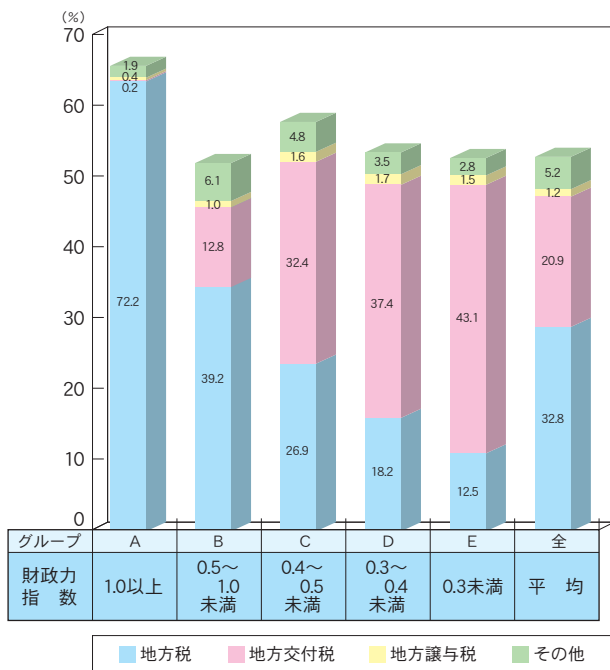
地方交付税の推移



※平成13～15年度の臨時財政対策債は地方交付税の振り替えとしてできた制度ですが、形式としては地方債であるため、実際には借入れを行っていない市町村もあります。グラフ中の数値は「発行可能額」であり、実借入れ額と一致しません。

地方交付税額は、平成12年度をピークに減少に転じましたが、これは普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられたためであり、それを含めた場合の普通交付税相当額は、前年度を上回っています。

一般財源の中の交付税（平成15年度）



◎グループ別の該当団体

- A 女川町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・古川市・名取市
多賀城市・岩沼市・蔵王町・大河原町・柴田町
亶理町・利府町・大和町・富谷町・大衡村
三本木町
- C 気仙沼市・白石市・角田市・亶理町・松島町
七ヶ浜町・小牛田町・築館町・迫町・矢本町
- D 七ヶ宿町・村田町・川崎町・山元町・大郷町
鹿島台町・岩出山町・鳴子町・涌谷町・田尻町
若柳町・高清水町・瀬峰町・志波姫町・中田町
河南町
- E 丸森町・色麻町・加美町・松山町・南郷町
栗駒町・一迫町・鶯沢町・金成町・花山村
登米町・東和町・豊里町・米山町・石越町
南方町・河北町・雄勝町・桃生町・鳴瀬町
北上町・牡鹿町・志津川町・津山町・本吉町
唐桑町・歌津町

用語解説

基準財政需要額 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんするための地方債のことです。平成13～18年度の間地方負担については、臨時財政対策債を発行するため基準財政需要額の一部が振り替えられています。

なお、この地方債に係る償還金は、後の地方交付税で全額補てんされることになっています。

3、歳 出

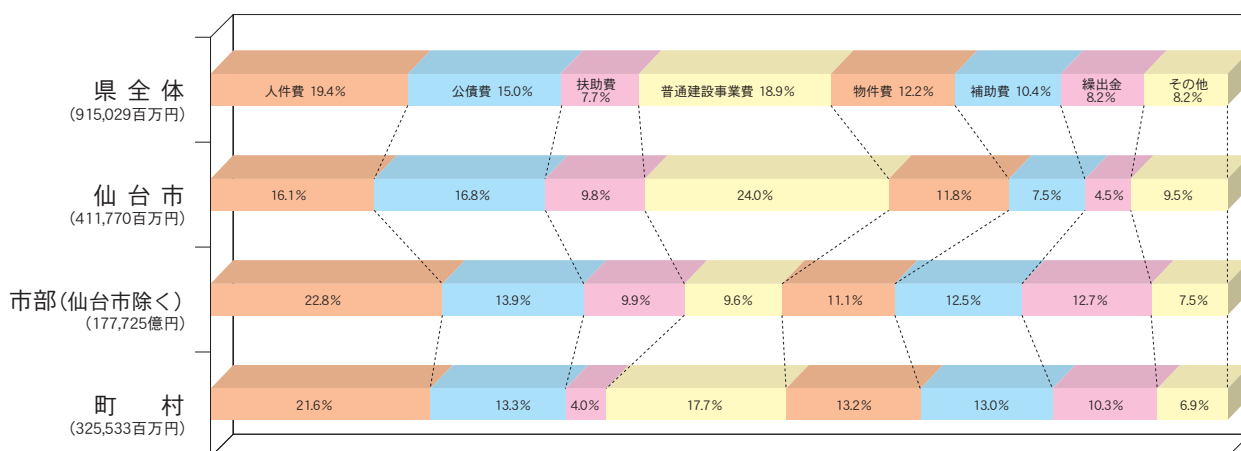
(1) 歳出構造

平成15年度の歳出は、9,150.3億円の前年度（8,910.1億円）に対して240.2億円の（2.7%）増となりました。

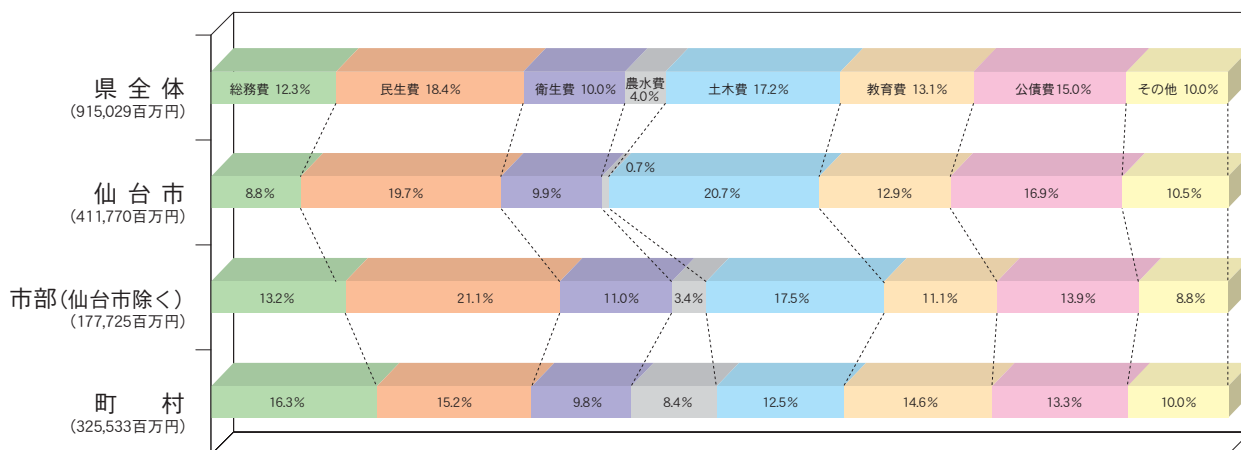
地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」と、歳出を経済的性質により分類した「性質別分類」がありますが、宮城県内の市町村についてはそれぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造（平成15年度）

（性質別）



（目的別）



用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費など、予算や決算の節という区分を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

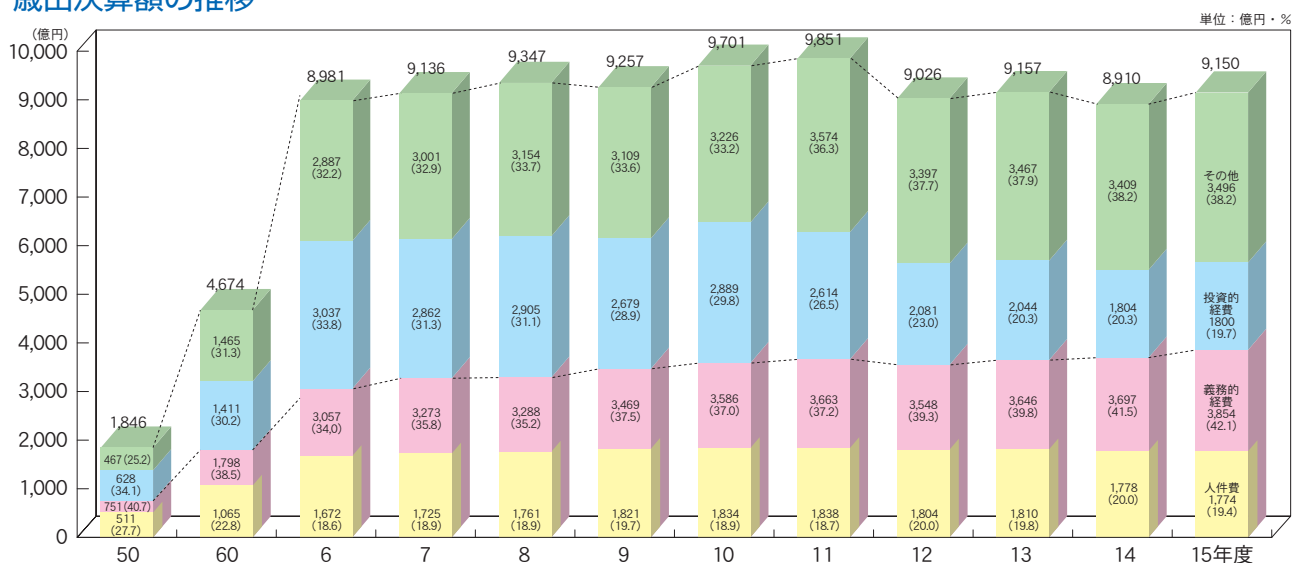
目的別分類 歳出をその行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費など、予算や決算の款及び項という区分を基準として分類したものです。

(2) 経費別決算額の推移

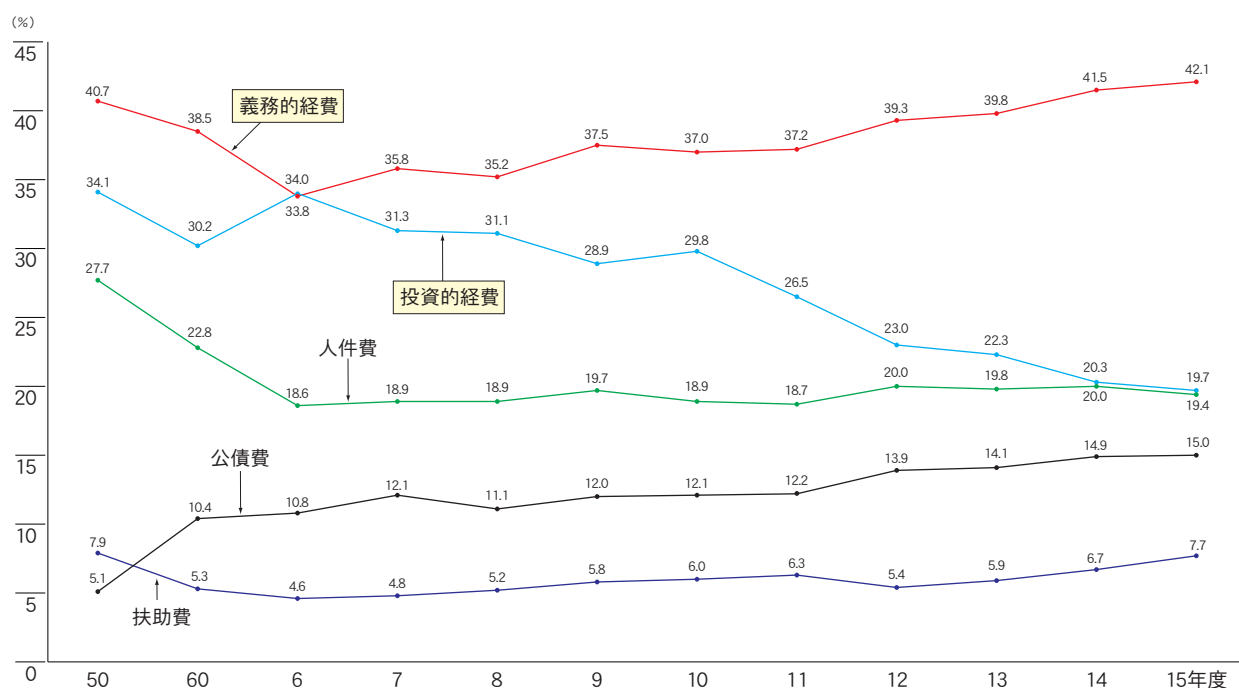
義務的経費は、前年度と比較して4.3%増の3,853.8億円で、歳出総額に占める割合は42.1%となりました。割合の内訳として、人件費は減少しましたが、公債費及び扶助費はともに増加しています。主な要因は、公債費については地方債の償還金が残高の増加を受けて増加したためであり、扶助費については、障害者措置費制度の支援費制度移行、児童手当支給事務の市への権限委譲や生活保護の支給対象者の増加が挙げられます。

投資的経費は前年度と比較して0.2%減の1,800.1億円となり、5年連続で減少となりました。内訳を見ると、普通建設事業費が前年度（1,734.8億円）に対して0.1%減少（今年度は1,733.5億円）したことによるもので、特に補助事業が前年度と比較して6.4%の減となっているのが大きな要因となっています。

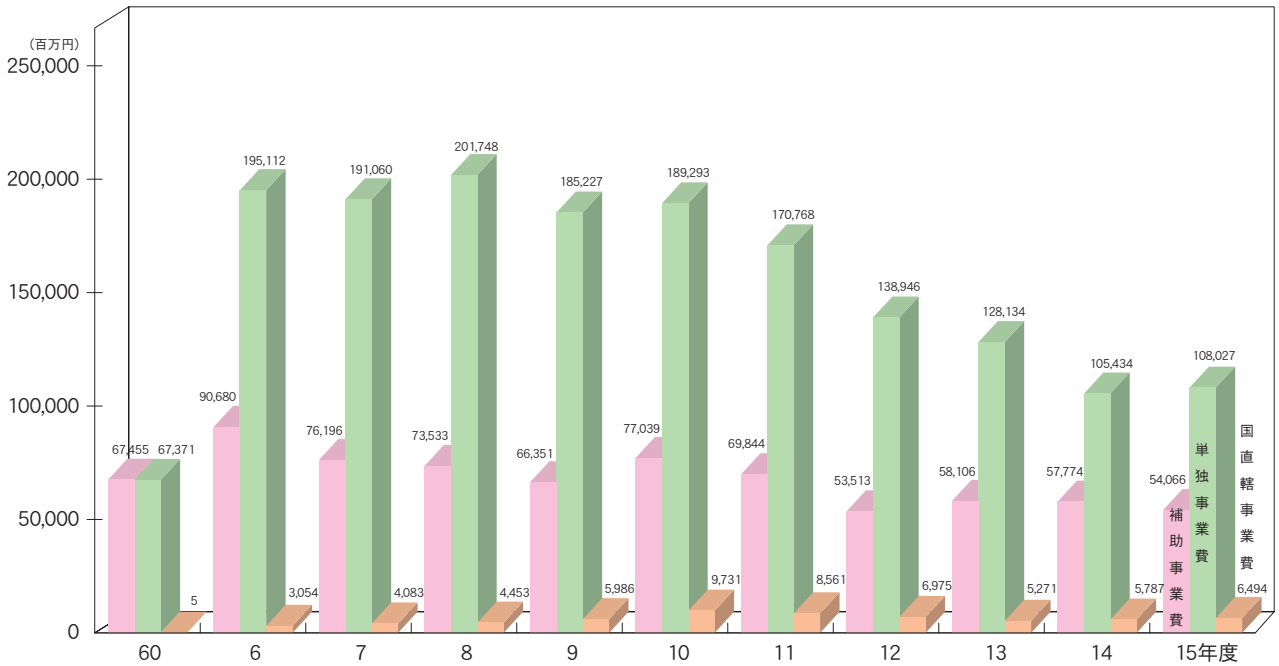
歳出決算額の推移



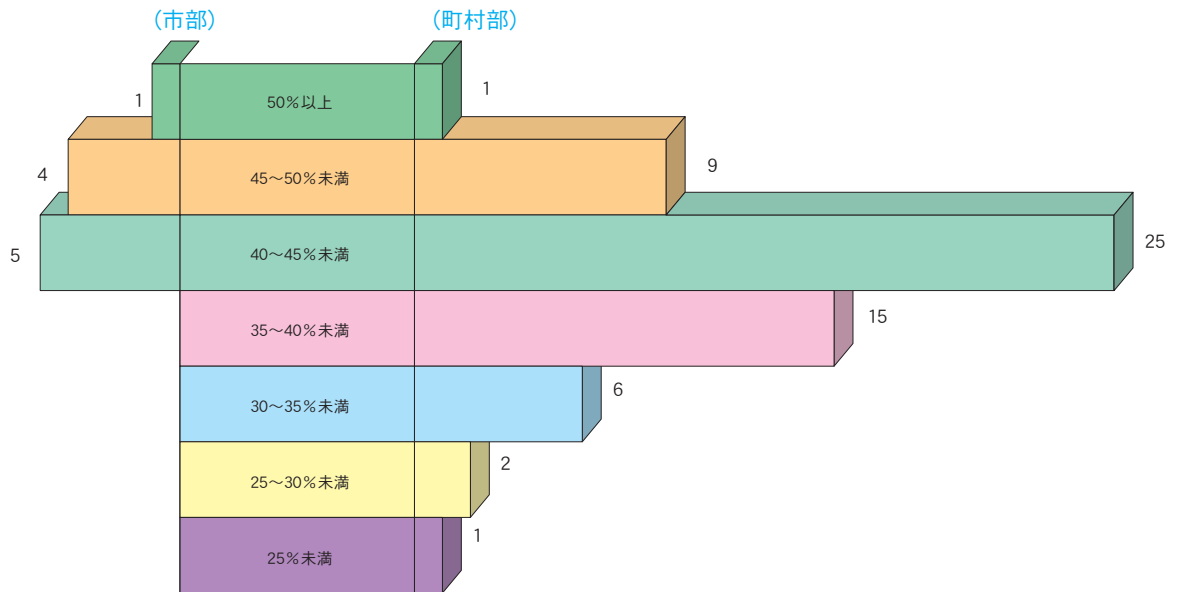
義務的経費・投資的経費の割合の推移



普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成15年度)



用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費からなりたっており、支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費です。

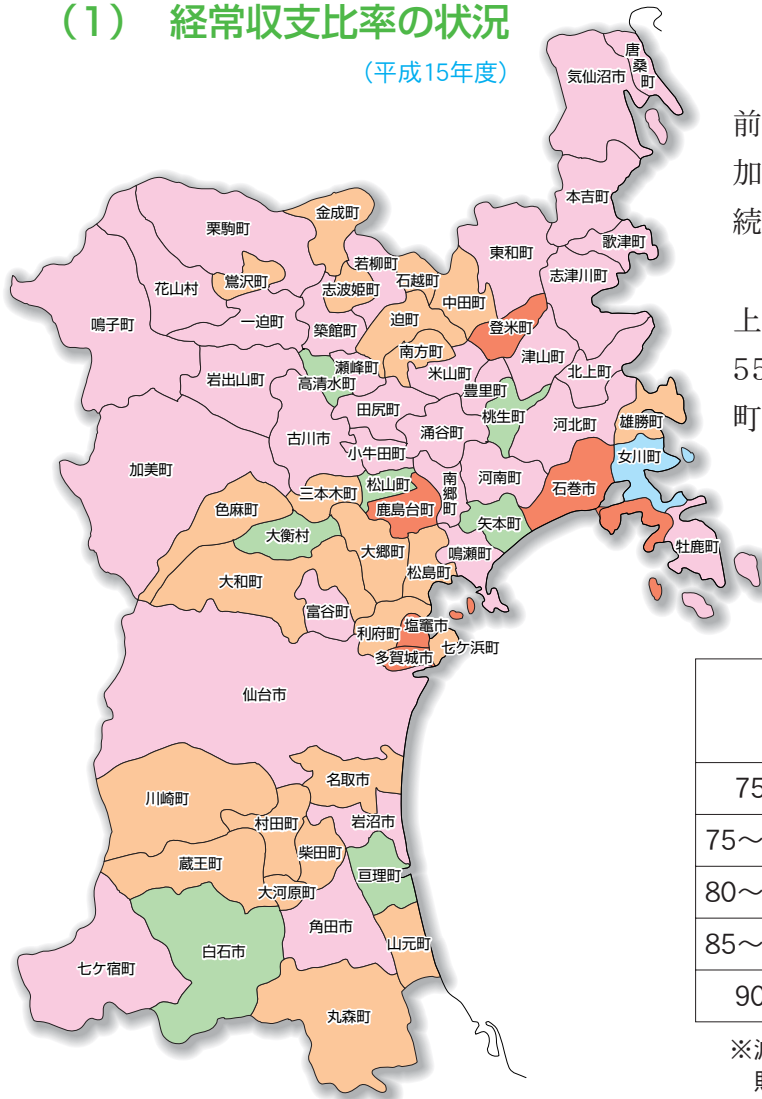
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等からなりたっており、行政水準の向上に積極的に寄与するための経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高く、健全な財政であるといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。地域社会の発展のためには最も積極的で効果的な事業であるとされています。

4、財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成15年度)



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度（県平均85.0%）より0.4ポイント増加の85.4%になり、平成3年度以降13年連続で上昇しています。

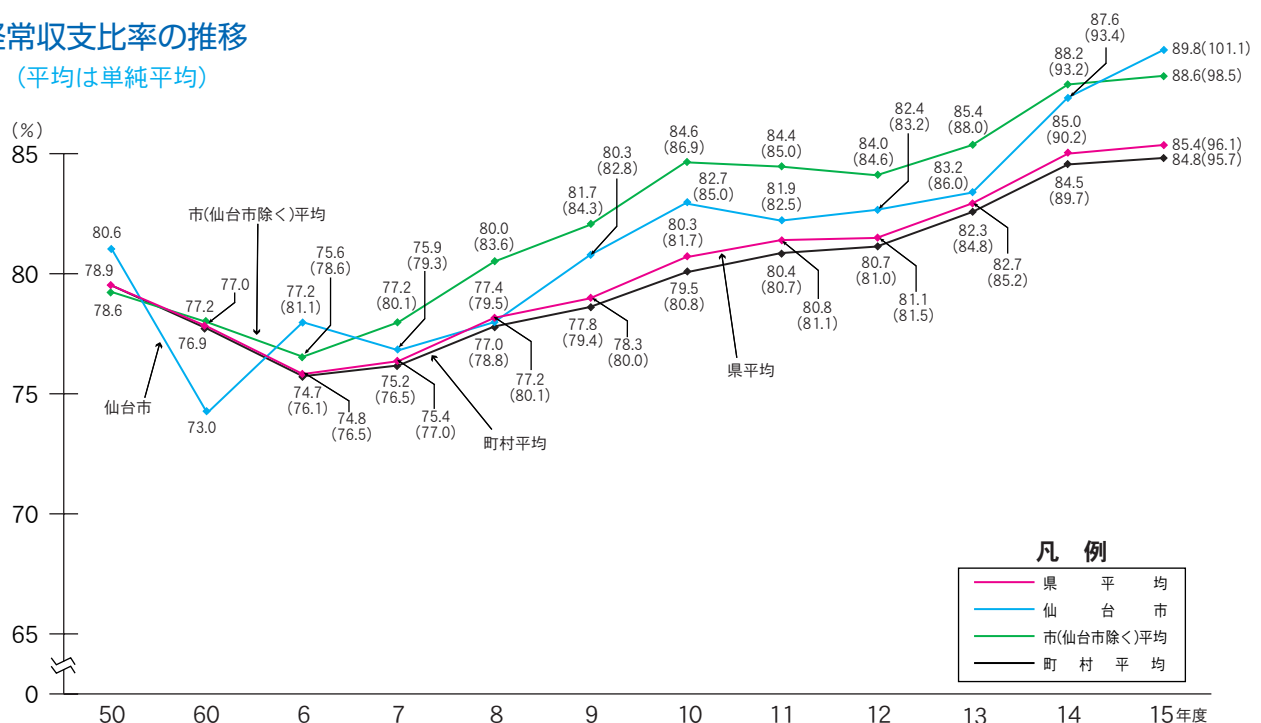
また、段階別分布状況を見ると、90%以上が7団体（前年度7団体）、80%以上が55団体（同54団体）となっており、県内市町村の62団体が80%を超えています。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
75%未満	■	0	1	1
75～80%未満	■	1	5	6
80～85%未満	■	1	22	23
85～90%未満	■	4	28	32
90%以上	■	4	3	7

※減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

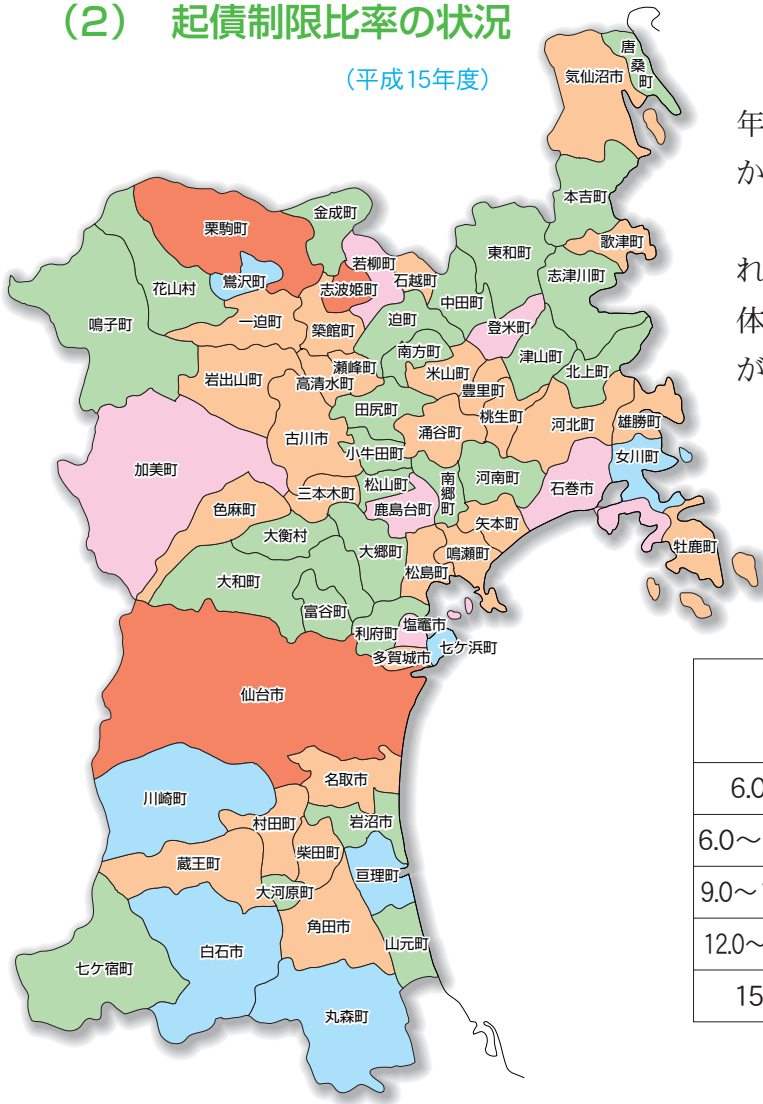
経常収支比率の推移

(平均は単純平均)



(2) 起債制限比率の状況

(平成15年度)



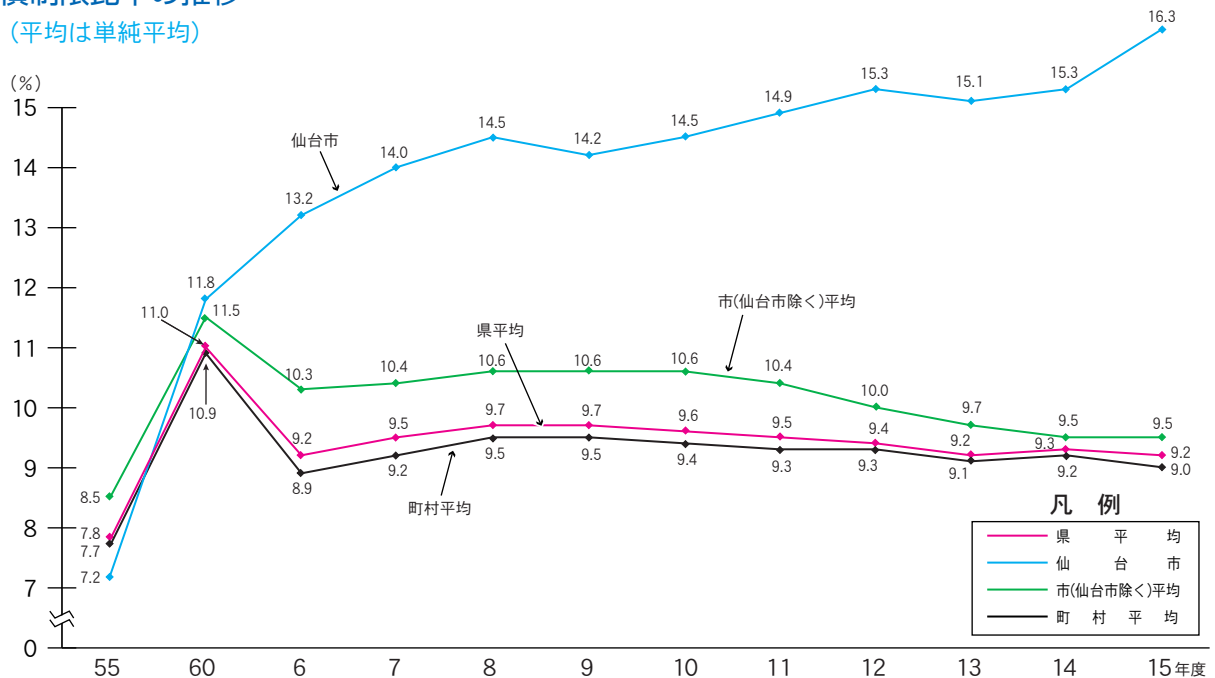
平成15年度の起債制限比率（平成13～15年度の3カ年平均）は、前年度（県平均9.3%）から0.1ポイント低下して9.2%となりました。

起債制限比率が一般的に警戒ラインとされる15%以上の団体は1団体減少し、3団体となりました。

区分	団体系色	団体数		
		市	町村	計
6.0%未満	■	1	6	7
6.0～9.0%未満	■	1	25	26
9.0～12.0%未満	■	5	22	27
12.0～15.0%未満	■	2	4	6
15%以上	■	1	2	3

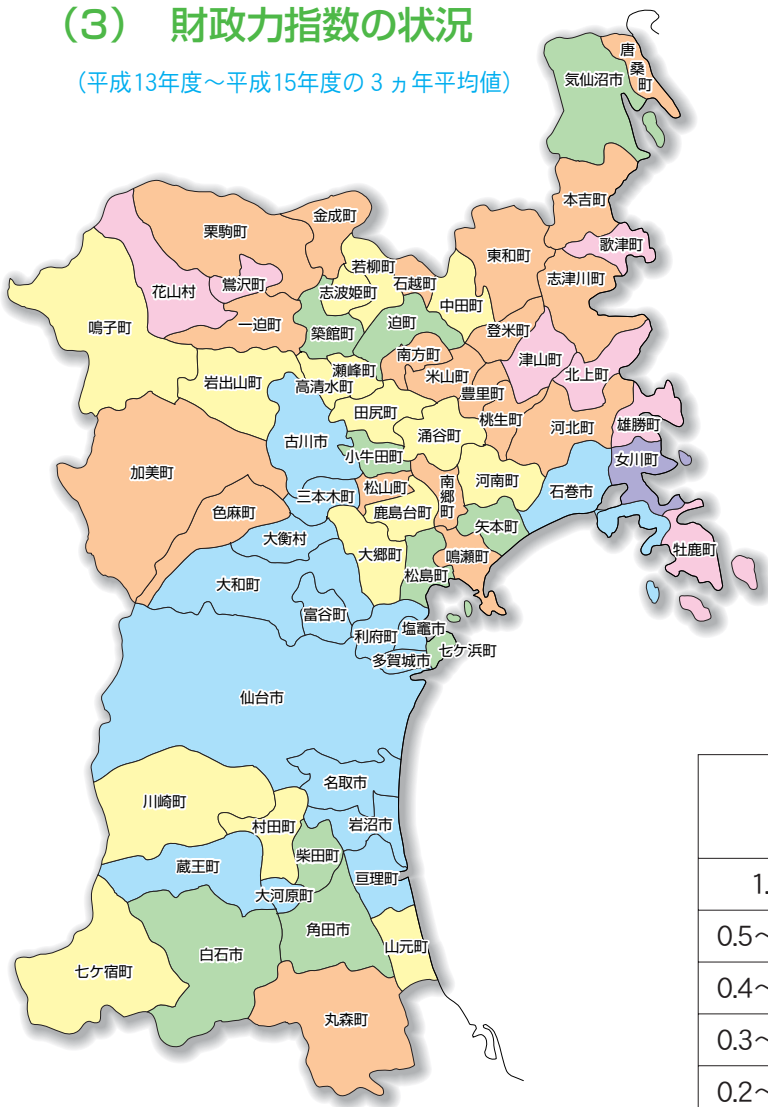
起債制限比率の推移

(平均は単純平均)



(3) 財政力指数の状況

(平成13年度～平成15年度の3ヵ年平均値)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数は、前年度（県平均0.38）から0.02ポイント上回り、0.4となりました。

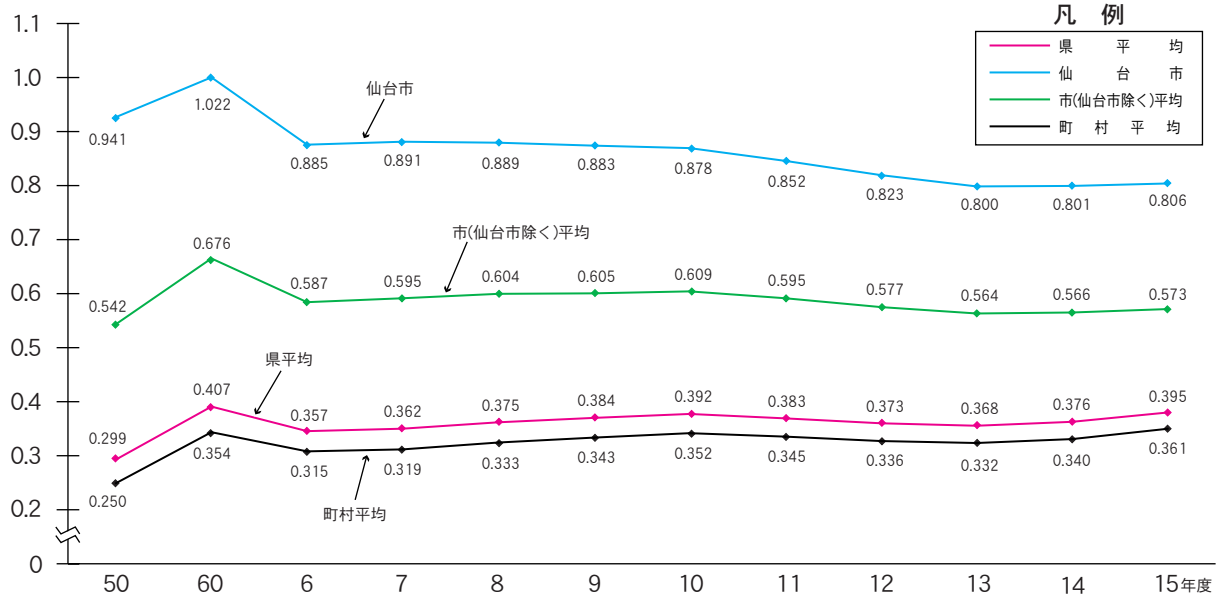
なお、地方交付税の不交付団体となる1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上	紫	0	1	1
0.5～1.0未満	青	7	9	16
0.4～0.5未満	緑	3	6	9
0.3～0.4未満	黄	0	16	16
0.2～0.3未満	橙	0	20	20
0.2未満	粉	0	7	7

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヵ年の平均値) (平均は単純平均)



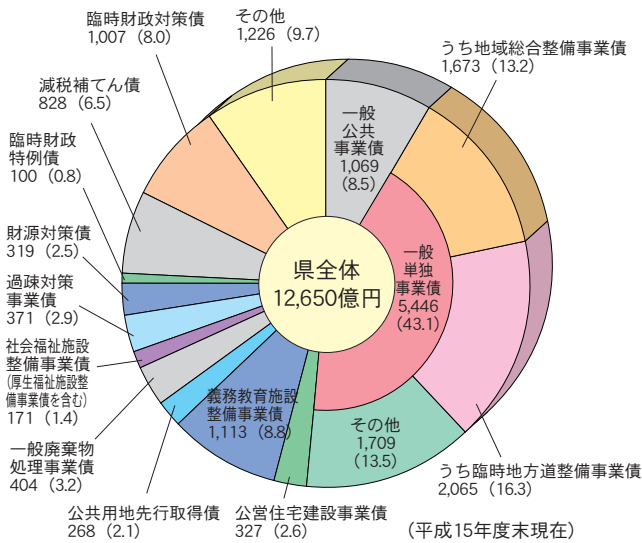
(4) 将来にわたる財政負担の推移

いわゆる「地方公共団体の借金」である地方債現在高は、平成15年度末現在で1兆2,650億円となり、将来的な借金である債務負担行為を加えると1兆3,846億円にもなります。また、平成6年度末（9,635億円）と比較すると、わずか10年間で1.4倍以上に伸びたのが分かります。

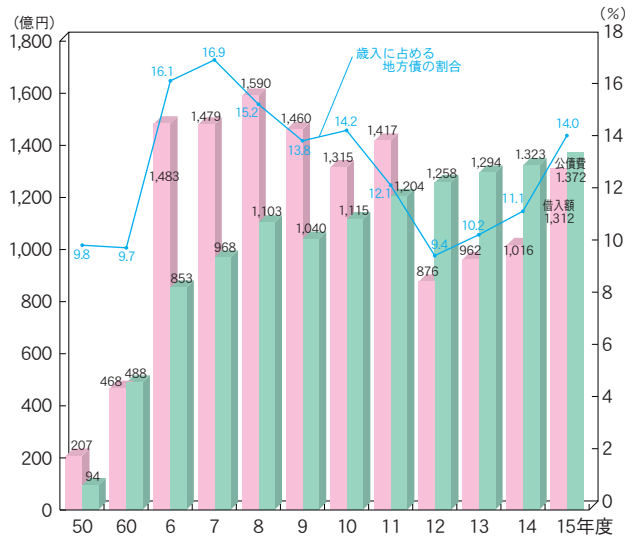
このことにより、将来の元利償還金等の負担が増大することとなり、今後の財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況

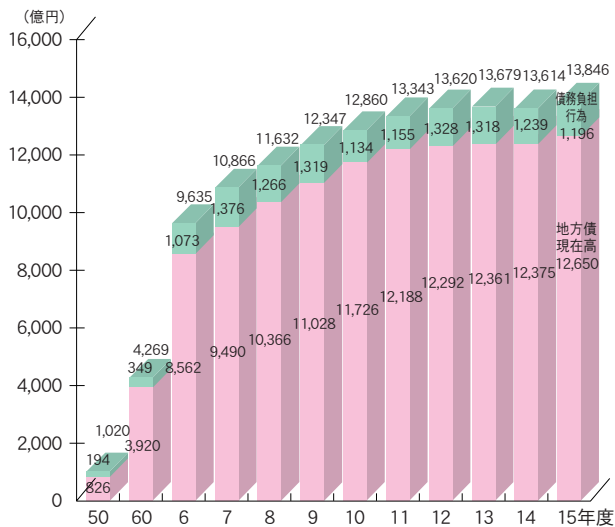
単位：億円・%



地方債の借入額と公債費の推移

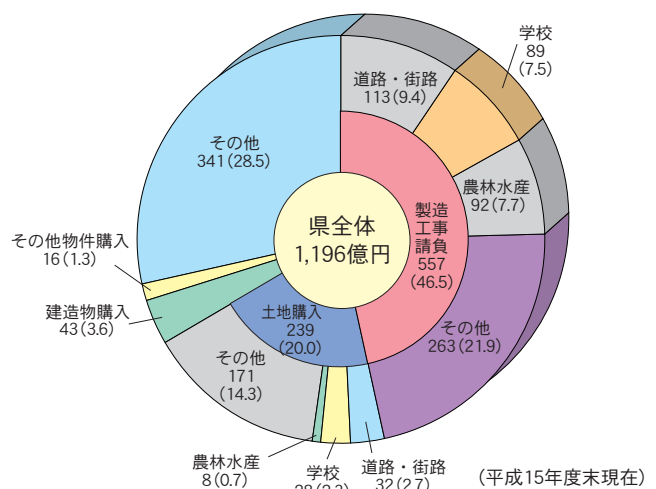


将来にわたる財政負担の推移



債務負担行為の状況

単位：億円・%



5、年度間の財源調整

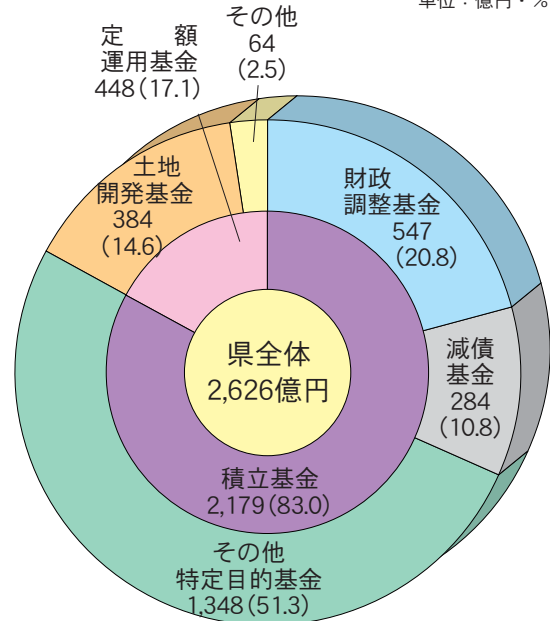
(1) 基金の状況

平成15年度末における積立基金現在高は、県全体で2178.6億円となり、前年度（2,200.1億円）と比較して21.5億円の減（1.0%の減）となりました。内訳を見ますと、財政調整基金が40.5億円（8.0%）増加していますが、減債基金が24.3億円（7.9%）、その他特定目的金が37.7億円（2.7%）と、それぞれ減少しています。

減少した要因は、将来の公債費負担に備え、減債基金を取り崩して繰上償還を行ったことと、庁舎等の建設のために特定目的基金を取崩したこと等によるものです。

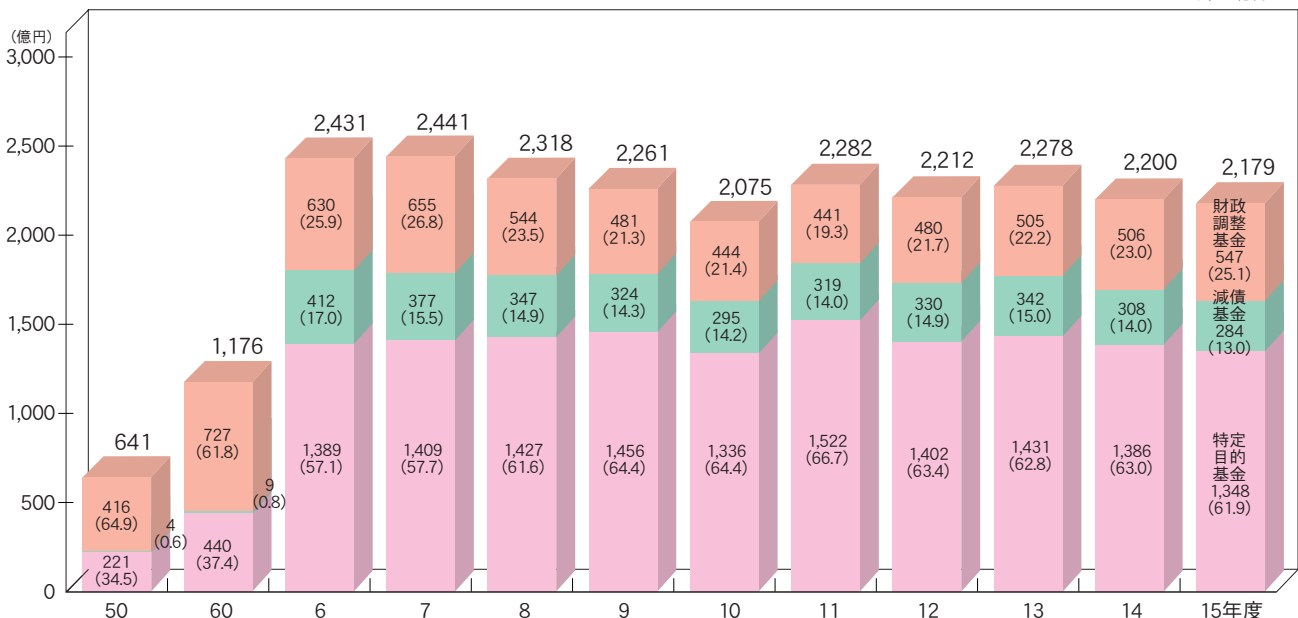
基金の状況（平成15年度）

単位：億円・%



積立基金現在高の推移

単位：億円・%



用語解説

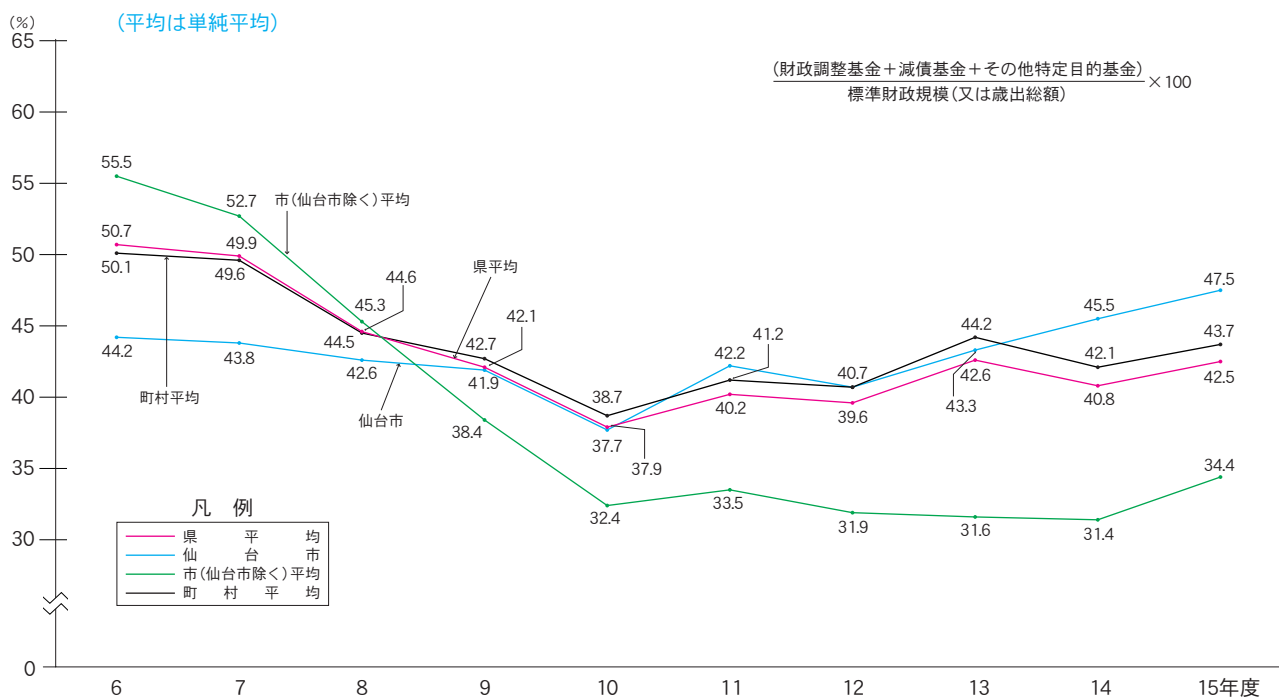
基金 ある特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため（いわゆる「積立型」基金）または定額の資金を運用するため（いわゆる「果実運用型」基金）に設けられる資金・財産のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

(2) 積立金現在高比率

一般財源に対してどの程度「貯金」があるかを示す積立金現在高比率は、都市部では前年度並みですが、町村部において大きく低下したため、県全体でも低下しました。要因としては、繰上償還のための減債基金の取崩しや庁舎等建設に係る特定目的基金の取崩し等が挙げられます。

また平成5年度からの10年間で50.6から42.5へと8ポイント近く低下しており、今後の財政運営に対する蓄えが減ってきている傾向にあります。

積立金現在高比率の推移



用語解説

財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられ、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等のために積み立てるものです。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

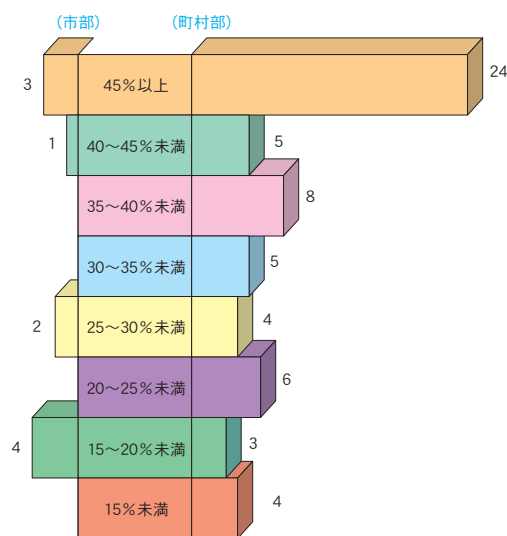
特定目的基金 特定の目的（高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のために財産を維持又は資金を積み立てる性質の基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということが出来ます。もっとも、積立金は単年度の事業に充てられなかった市町村の剰余金ともいえ、長期の事業計画がないのにこの比率が高すぎると、積立金の有効活用に問題があるともいえます。

標準財政規模 ある一定の算式に基づいて、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を進めるための、標準的な一般財源の規模を示した額のことです。

積立金現在高比率別の団体数

(平成15年度)

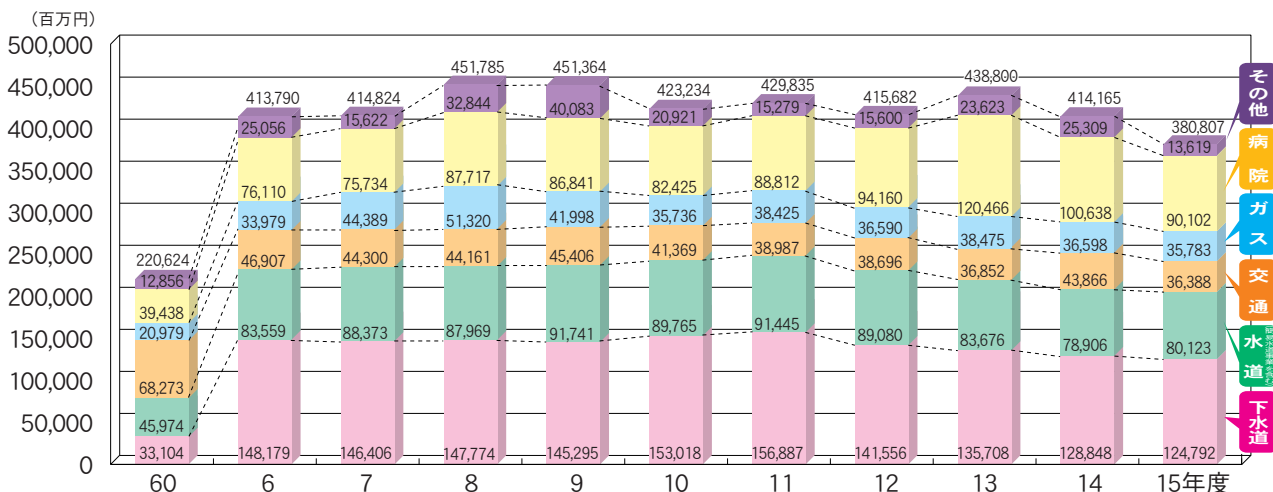


6、公営企業

平成15年度決算規模は全体で3,808.1億円となり、前年度（4,141.7億円）から333.6億円の減となりました。これを普通会計の歳出決算額と比較すると、およそ2／5の額に相当します。

事業別に見ると、下水道事業が決算規模全体の32.8%を占めており、以下、病院事業23.7%、水道事業（簡易水道事業を含む。）21.0%等となっています。

市町村公営企業決算規模の推移

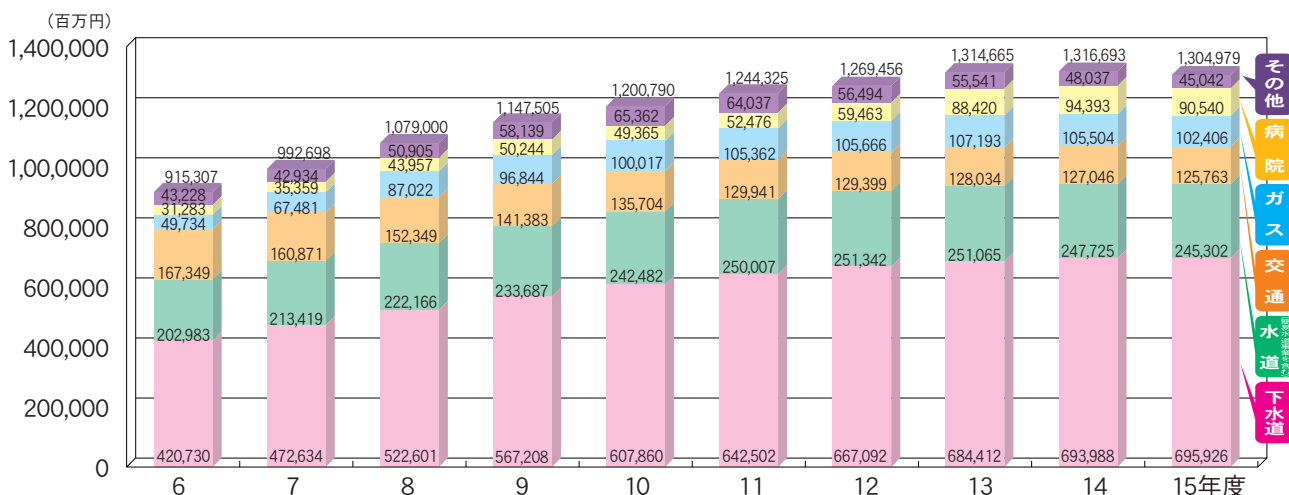


平成15年度末の企業債現在高は、1兆3,049.8億円に上っています。特に下水道事業は増加が著しく、平成6年度末からの10年間で2,752.0億円（65.4%）の増となっており、公営企業全体に占める割合も平成15年度末で53.3%と1／2以上を占めています。

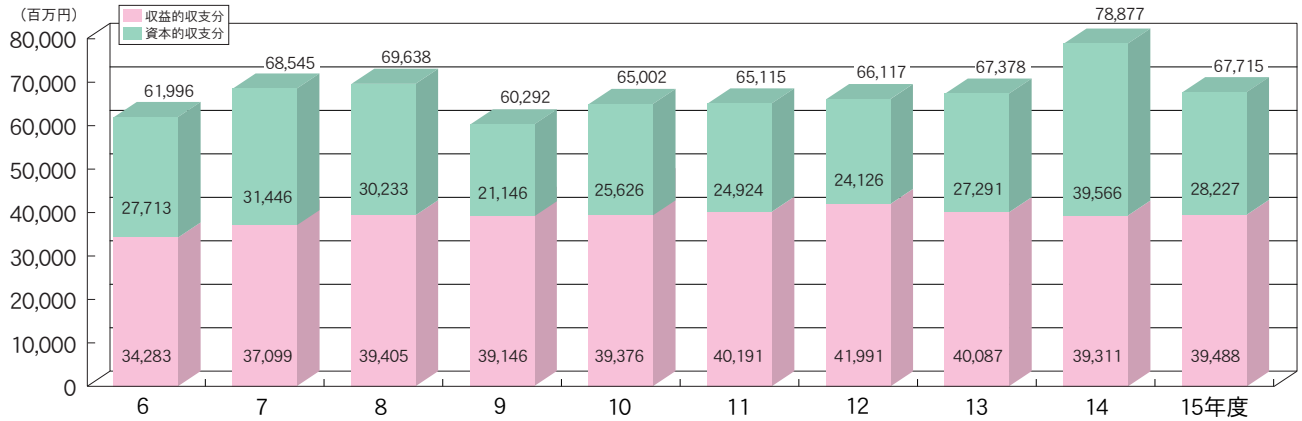
公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計が負担すべきものもありますが、基本的には独立採算性の原則により経営に伴う収入をもって運営しなければなりません。

他会計からの繰入金は、平成6年度の620.0億円から平成15年度には677.2億円と10年間で57.2億円（9.2%）の増となっており、同期間の決算規模の増加率（-8.0%）を17.2ポイント上回っています。平成15年度の他会計からの繰入金は前年度（788.8億円）から111.6億円の大幅な減となったものの、依然として多くの事業を繰入金にたよる傾向が大きくなっています。

企業債現在高の推移

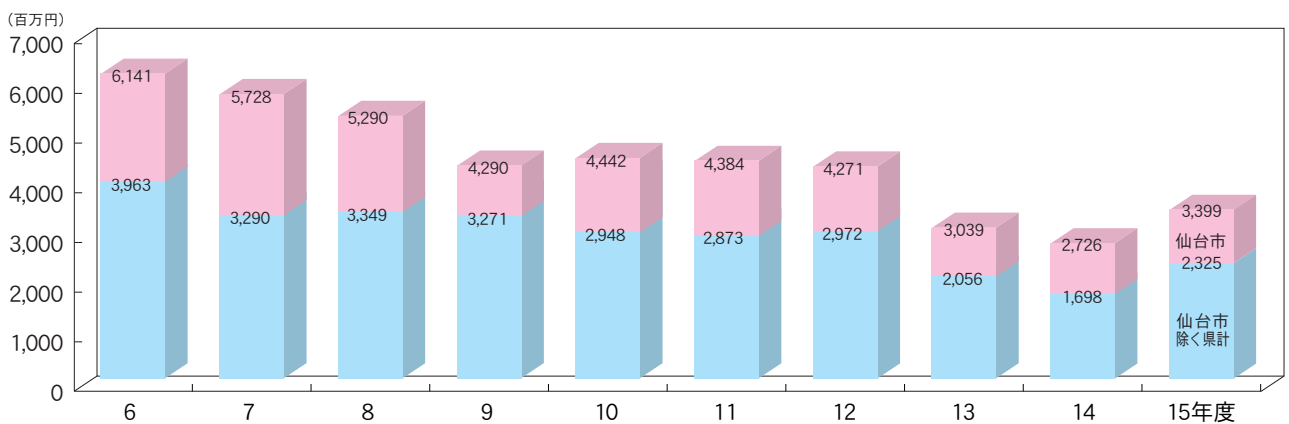


他会計繰入金の推移

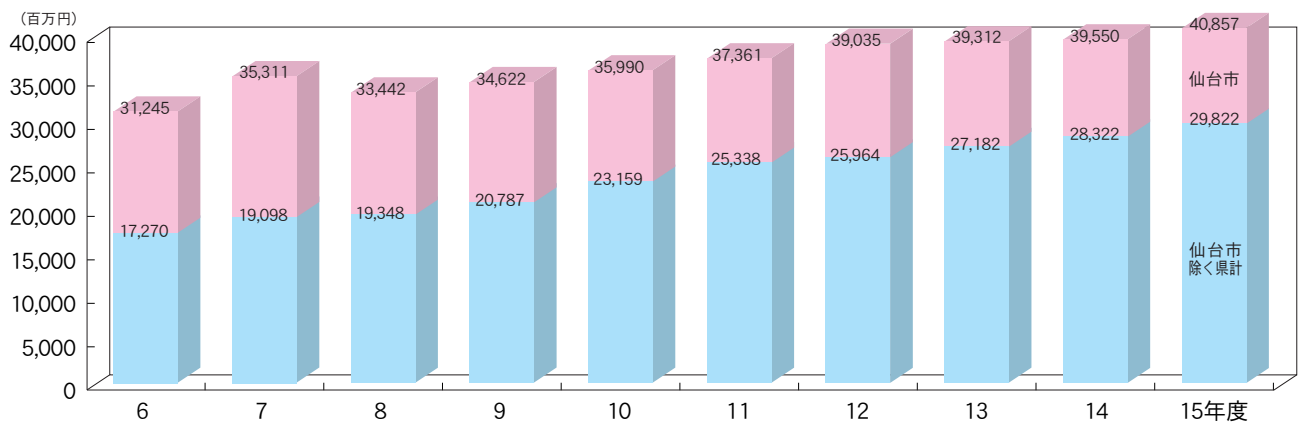


事業別他会計繰入金の推移

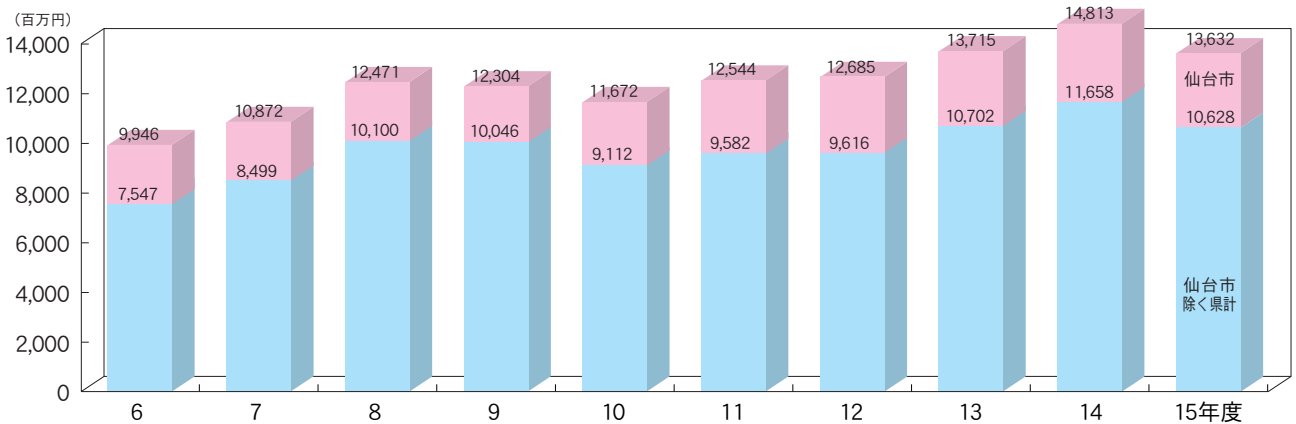
(1) 上水道事業



(2) 下水道事業



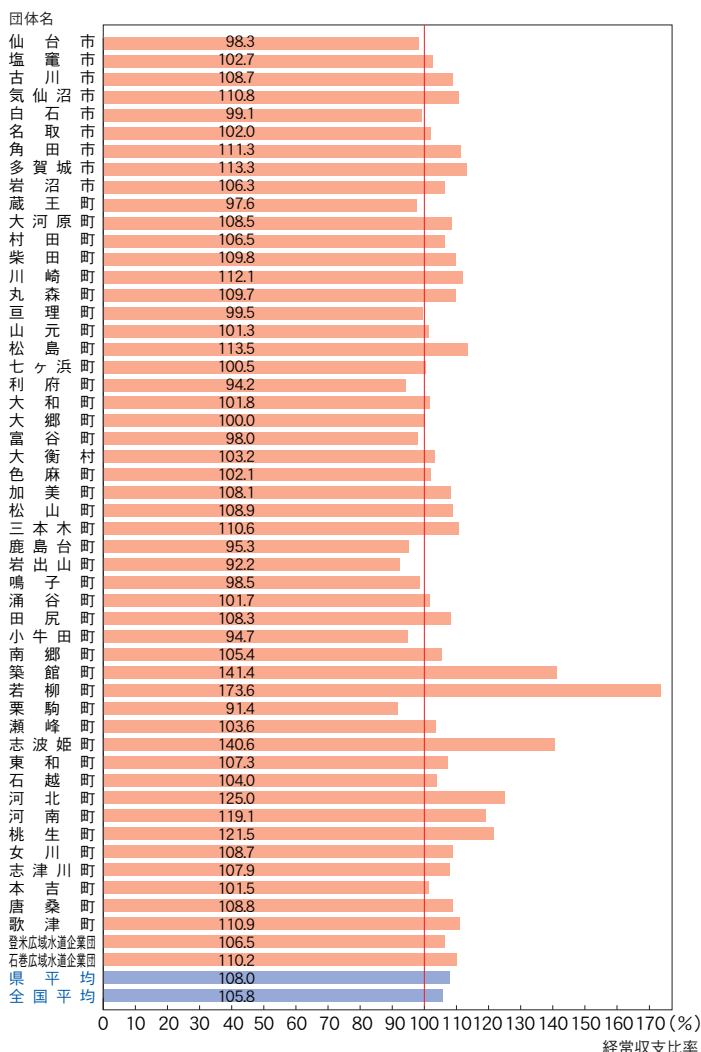
(3) 病院事業



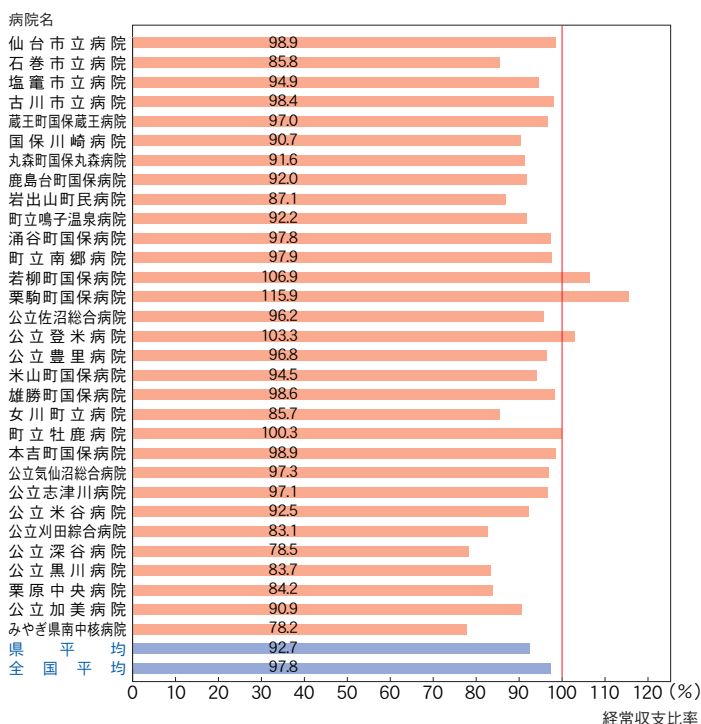
平成15年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率

(上水道事業及び法適用簡易水道事業)

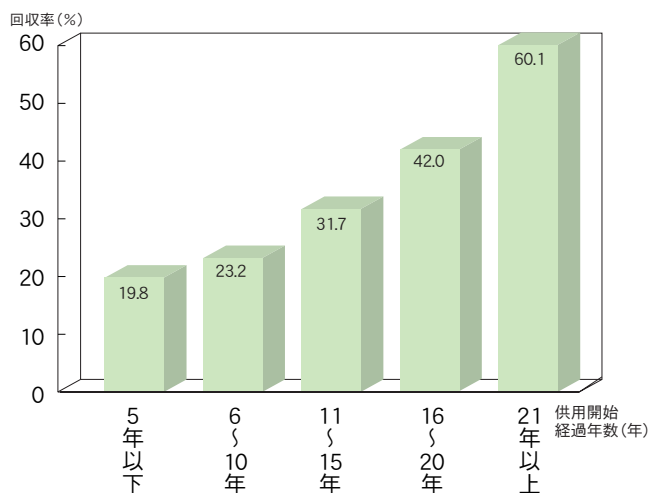


市町村立病院の経常収支比率

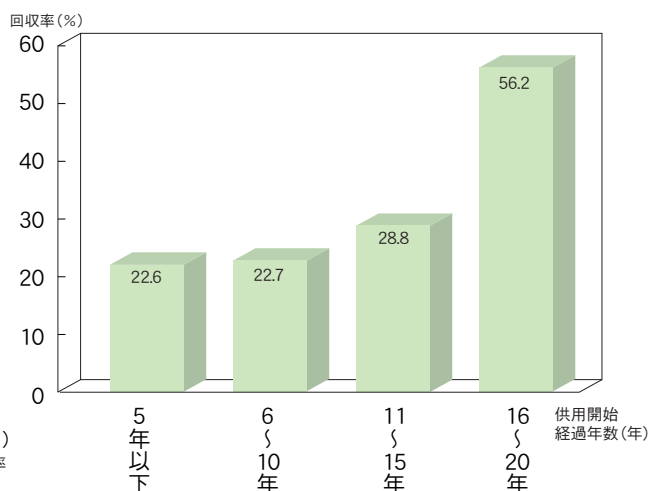


下水道事業における県内平均経費回収率

(1) 公共下水道及び特定環境保全公共下水道



(2) 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設



用語解説

経常収支比率 公営企業の経営分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100(\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入でまかなえているかを示したものであり、一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向があります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によってまかなうこととなっています。算出方法は以下のとおりです。

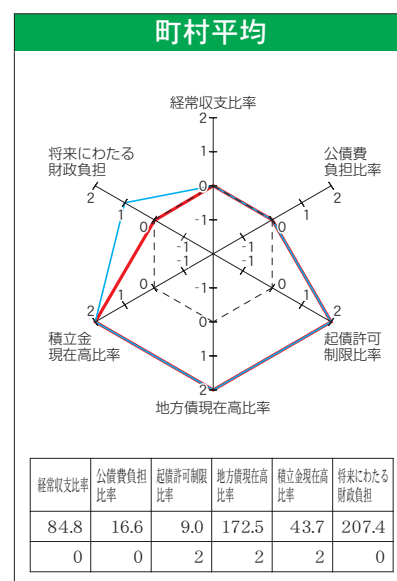
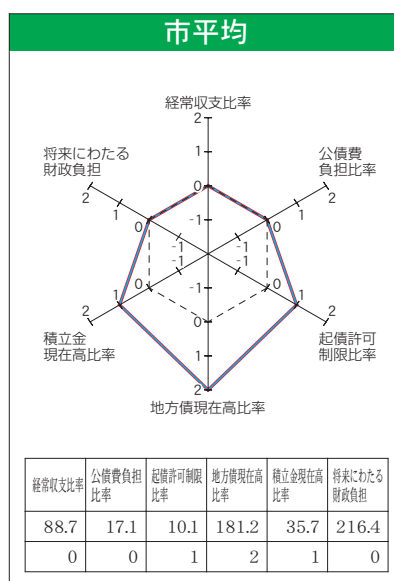
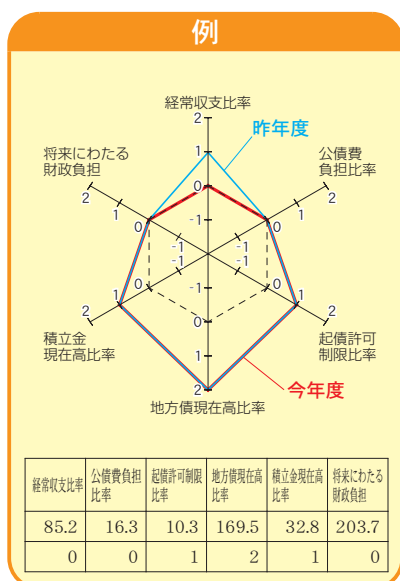
$$\frac{\text{使用料単価} (\text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} ((\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100(\%)$$

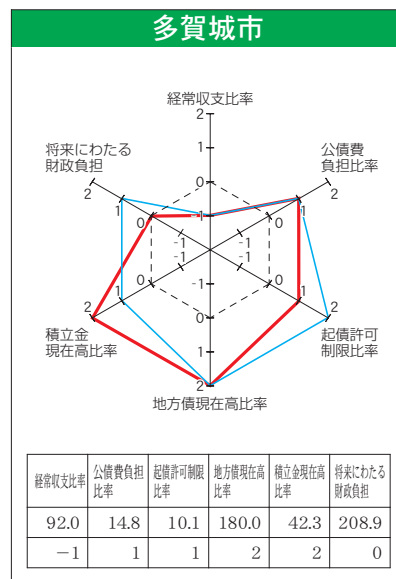
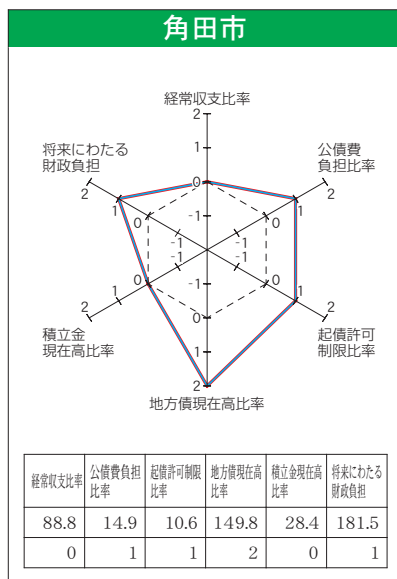
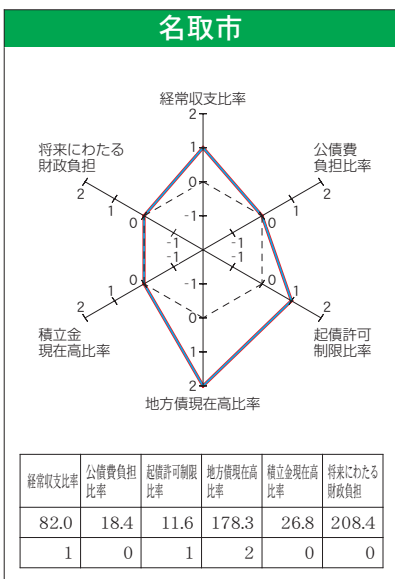
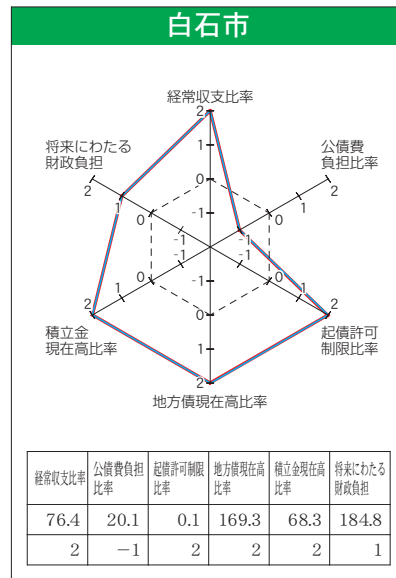
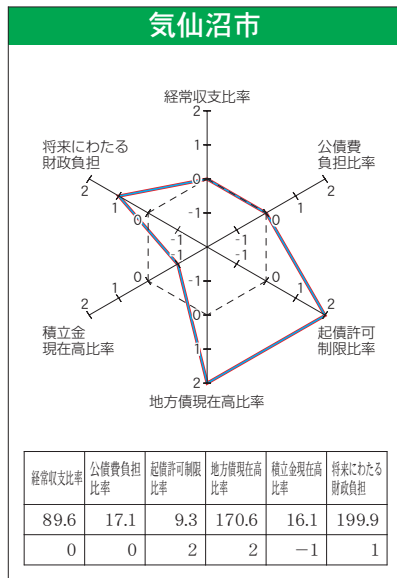
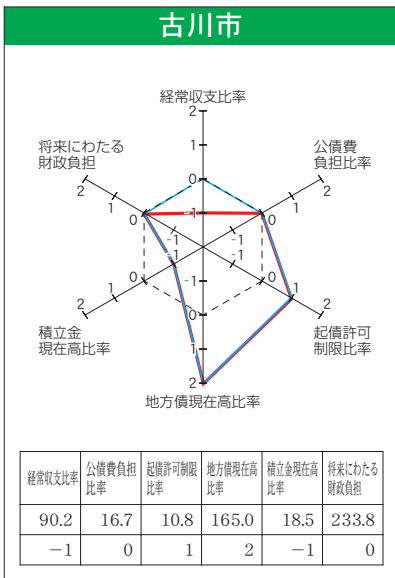
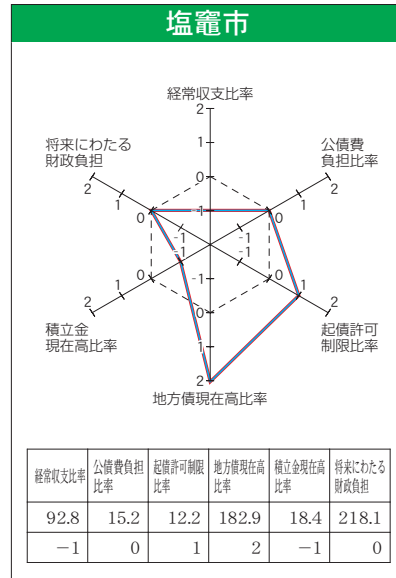
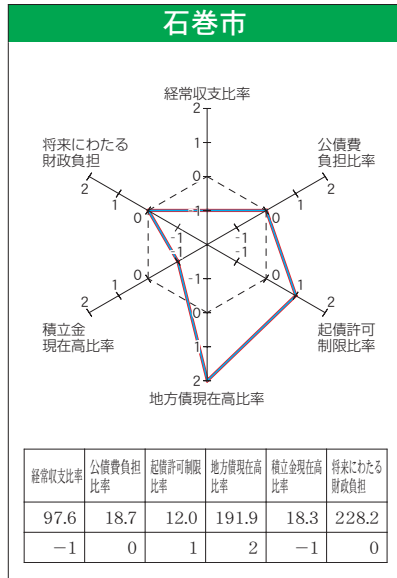
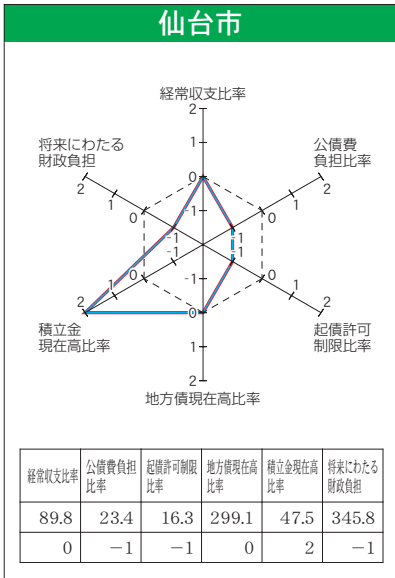
第2章 市町村ごとの財政指標

■市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

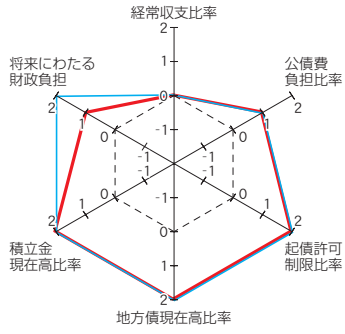
- (1) このグラフでは、各市町村財政の現状を表す6種類（①経常収支比率、公債費負担比率、②起債許可制限比率、③地方債現在高比率、④積立金現在高比率、⑤将来にわたる財政負担比率）のデータを用いて、各指標の警戒ラインと言われている数値と比較したもので、点線が警戒ライン、赤色（平成15年度）、青色（平成14年度）の実線が各団体の数値を示しています。
- (2) 各財政指標の分類は、2（健全エリア）、1（準警戒エリア）、0（警戒エリア）、-1（危険エリア）の4段階に区分し、各市町村の赤色の実線が外側にあるほど財政状況がよいことを表し、理想的には、各財政指標の数値が分類の「2」で、正六角形となることが望まれます。
- (3) 市町村ごとの財政指標（レーダーチャート・グラフ）を見る場合のポイントは、①経常収支比率、②公債費負担比率、③起債許可制限比率が市町村財政の現況を表すものであり、④地方債現在高比率、⑤将来にわたる財政負担比率が市町村財政の将来の姿を予測するものであり、⑥積立金現在高比率が現時点及び将来にわたっての財源的な蓄えを表すものとなっています。

財政指標	2（健全エリア）	1（準警戒エリア）	0（警戒エリア）	-1（危険エリア）
経常収支比率（市）	80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上
経常収支比率（町村）	75%未満	75%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
公債費負担比率	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
起債許可制限比率	10%未満	10%以上 13%未満	13%以上 15%未満	15%以上
地方債現在高比率	200%未満	200%以上250%未満	250%以上300%未満	300%以上
積立金現在高比率	40%以上	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	20%未満
将来にわたる財政負担比率	150%未満	150%以上200%未満	200%以上250%未満	250%以上



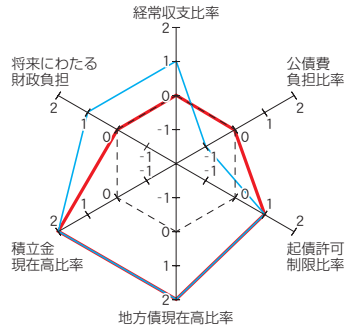


岩沼市



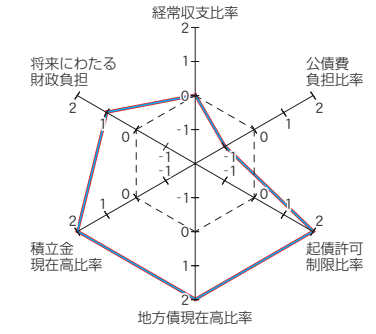
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.1	12.1	8.4	124.7	72.2	154.1
0	1	2	2	2	1

蔵王町



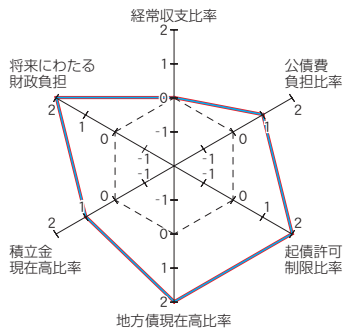
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
80.2	15.9	11.4	195.6	45.5	226.4
0	0	1	2	2	0

七ヶ宿町



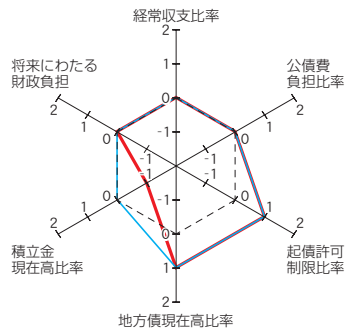
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
89.0	21.6	7.0	141.9	86.2	172.2
0	-1	2	2	2	1

大河原町



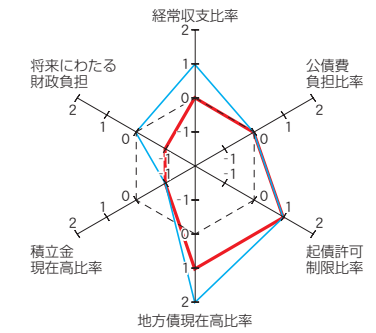
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
84.0	12.0	7.9	122.0	36.0	133.4
0	1	2	2	1	2

村田町



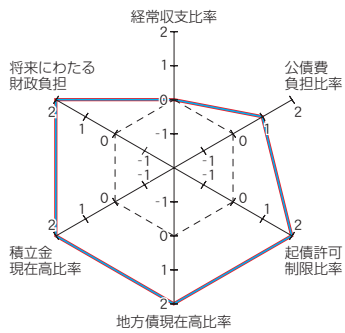
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
80.9	18.7	11.5	223.4	19.5	241.6
0	0	1	1	-1	0

柴田町



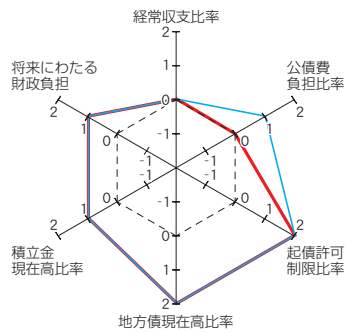
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
85.7	18.0	11.1	210.5	9.2	267
0	0	1	1	-1	-1

川崎町



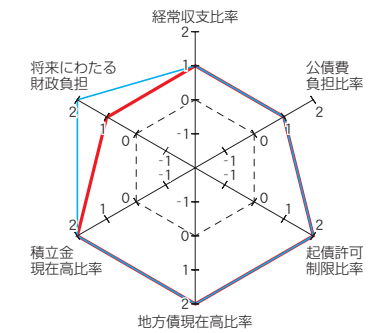
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
84.9	13.2	5.1	129.8	65.7	140.2
0	1	2	2	2	2

丸森町

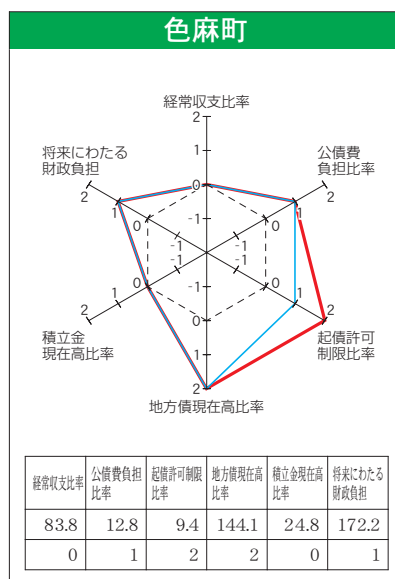
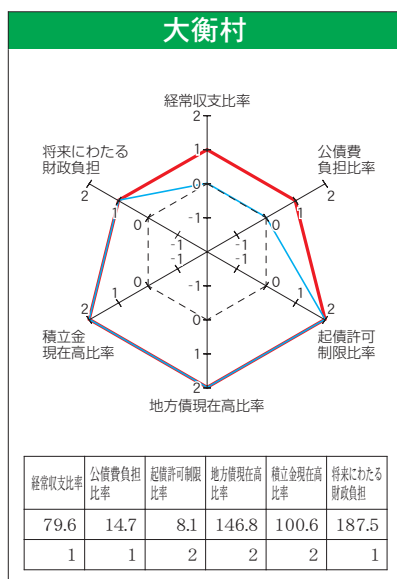
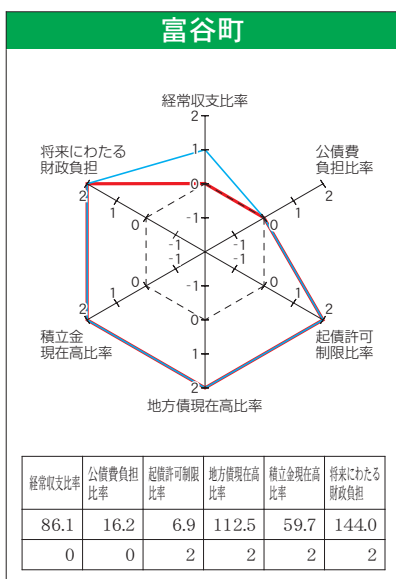
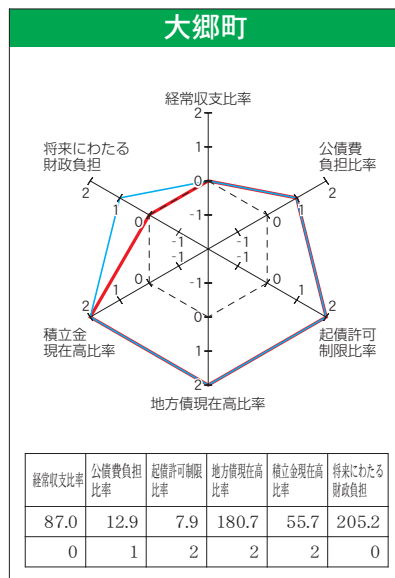
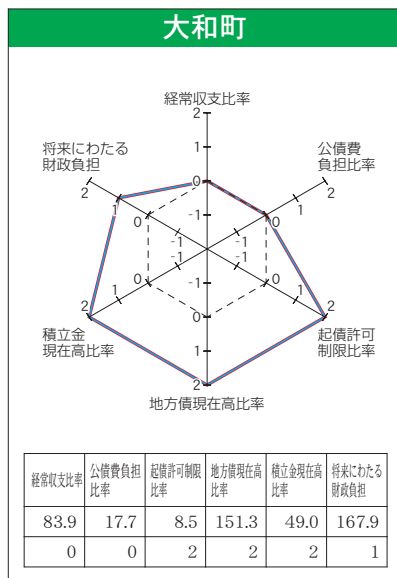
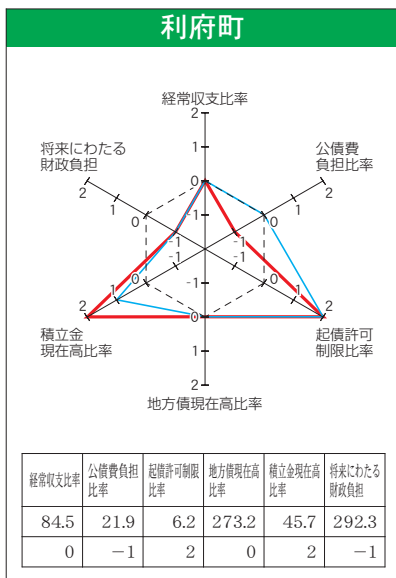
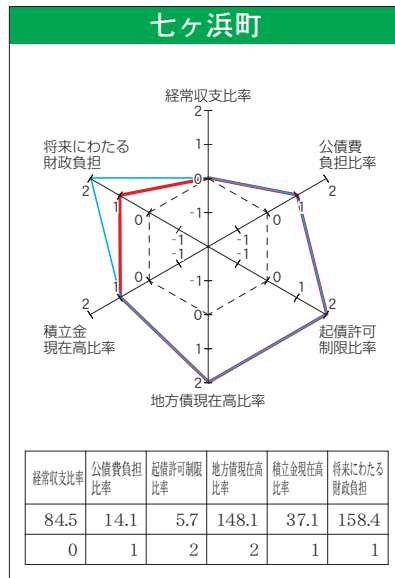
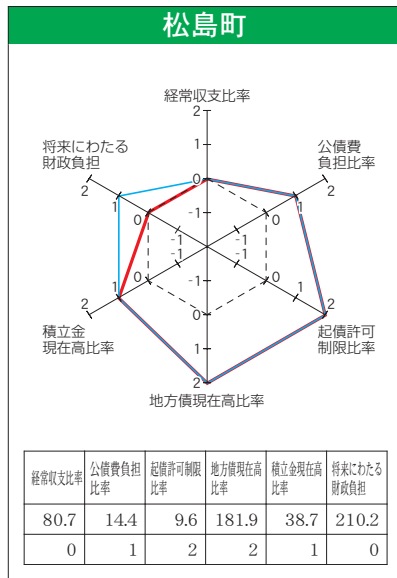
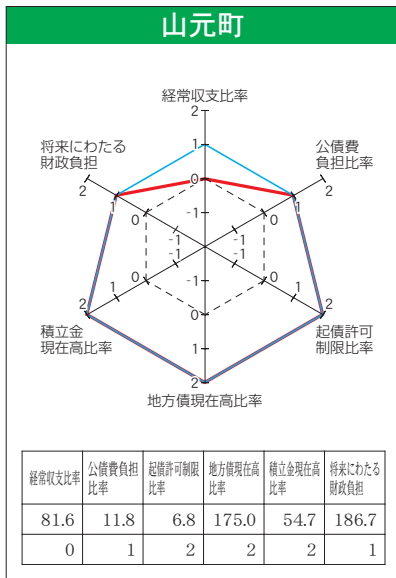


経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
84.6	15.1	3.9	171.4	36.9	191.3
0	0	2	2	1	1

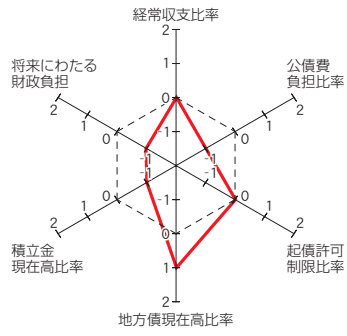
亶理町



経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
79.5	11.2	4.2	129.1	66.0	152.1
1	1	2	2	2	1

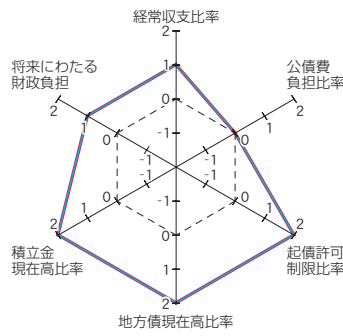


加美町



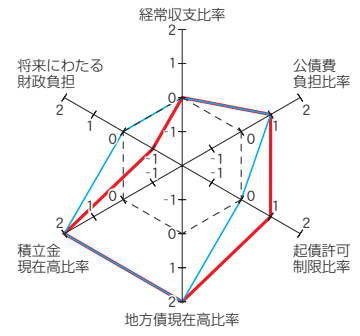
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.5	24.0	13.6	233.2	19.2	272.3
0	-1	0	1	-1	-1

松山町



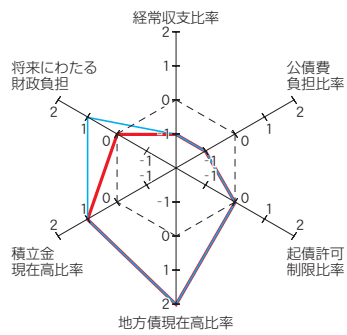
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
77.7	16.2	8.5	176.1	69.1	193.7
1	0	2	2	2	1

三本木町



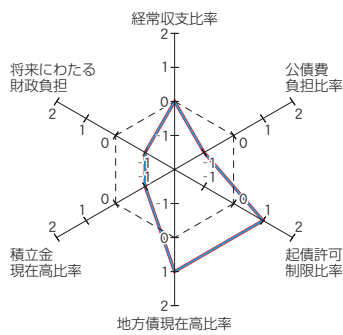
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
82.4	14.2	11.0	184.8	84.5	267.5
0	1	1	2	2	-1

鹿島台町



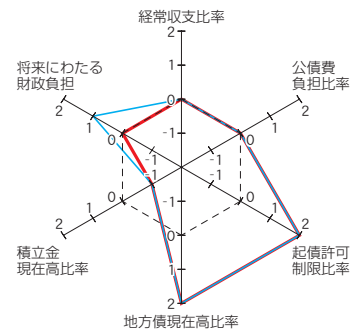
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
91.2	20.6	13.3	182.5	31.8	214.4
-1	-1	0	2	1	0

岩出山町



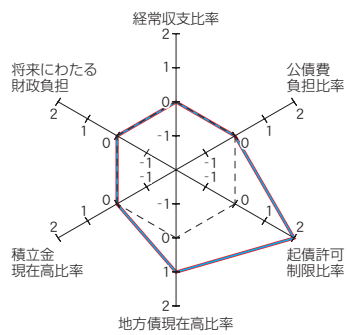
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
87.1	20.7	10.0	213.2	14.8	255.8
0	-1	1	1	-1	-1

鳴子町



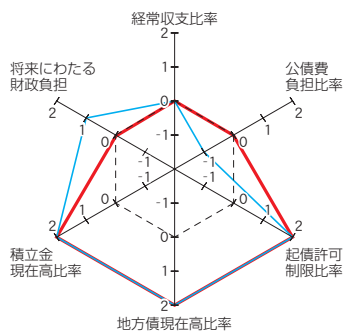
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.3	16.6	8.2	171.2	10.0	200.8
0	0	2	2	-1	0

涌谷町



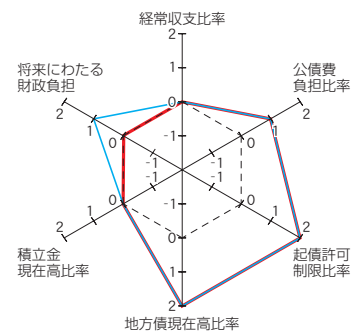
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
89.5	19.0	9.7	208.5	24.8	217.9
0	0	2	1	0	0

田尻町

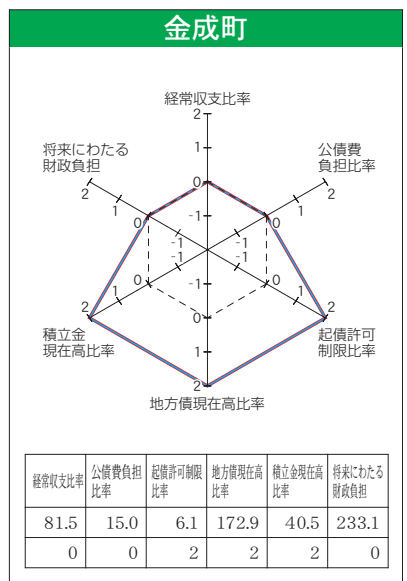
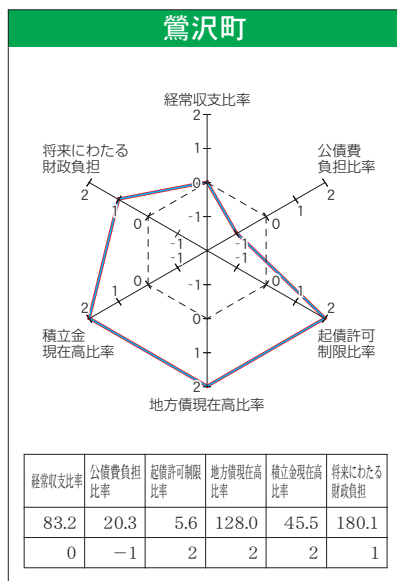
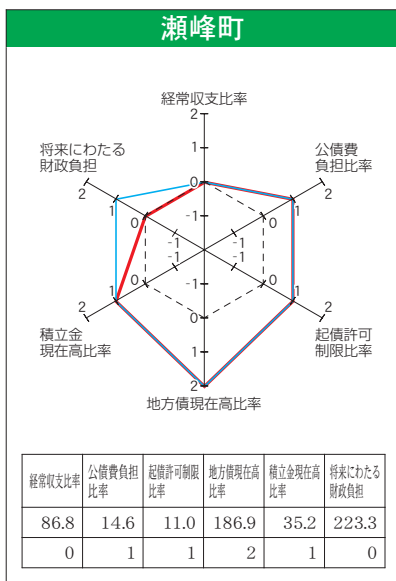
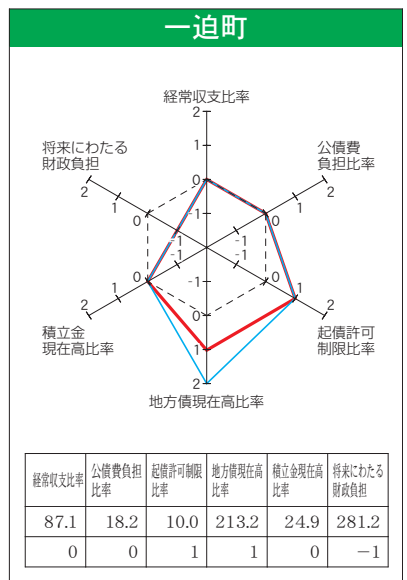
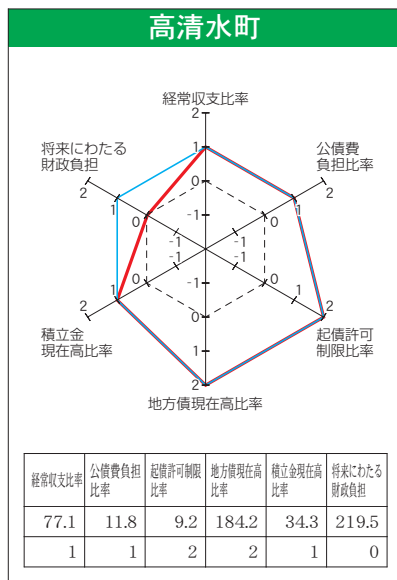
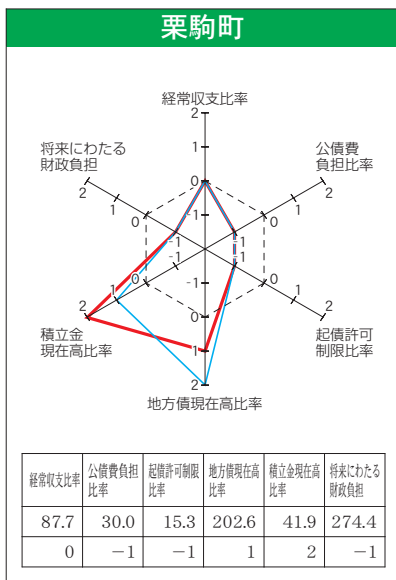
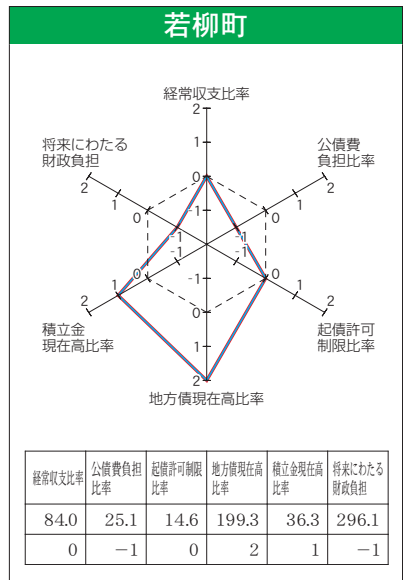
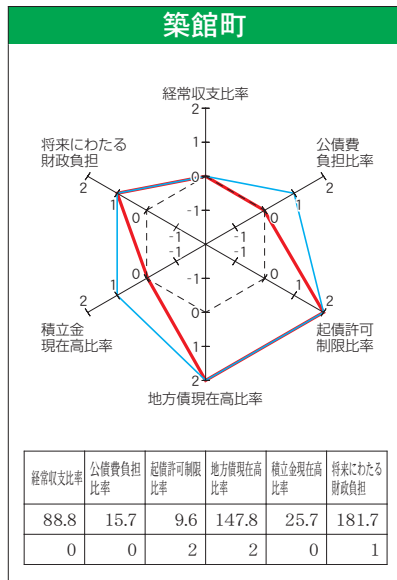
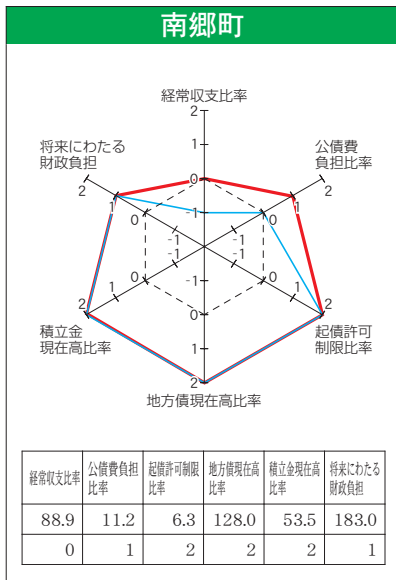


経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
86.2	17.8	8.8	178.6	45.1	215.4
0	0	2	2	2	0

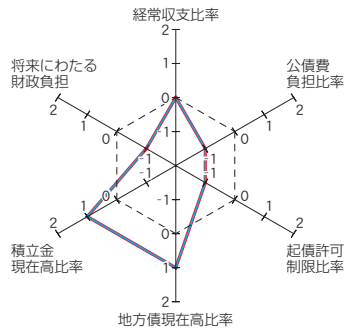
小牛田町



経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
84.2	12.9	7.7	178.6	25.9	221.3
0	1	2	2	0	0

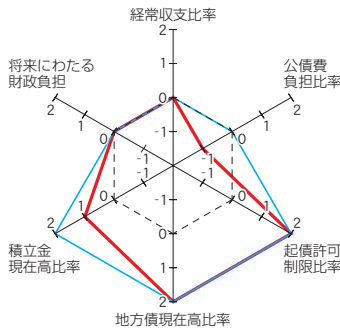


志波姫町



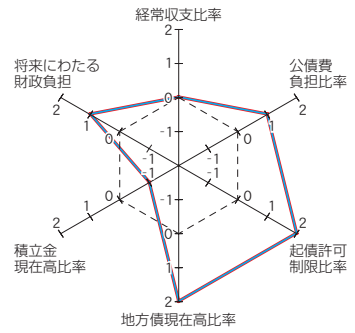
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
83.4	20.8	17.0	233.2	34.6	362.7
0	-1	-1	1	1	-1

花山村



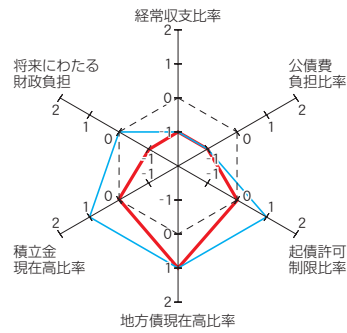
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
89.9	20.3	7.3	186.3	38.2	218.1
0	-1	2	2	1	0

迫町



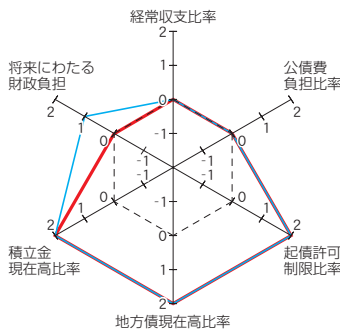
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
83.1	13.6	8.6	171.5	7.5	186.8
0	1	2	2	-1	1

登米町



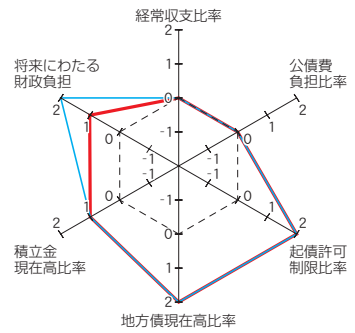
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
94.0	25.4	13.3	229.2	28.5	252.3
-1	-1	0	1	0	-1

東和町



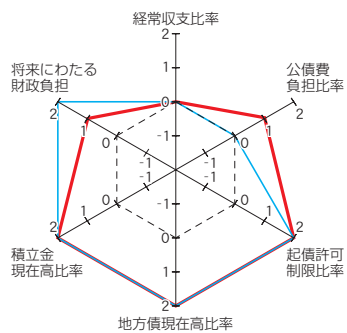
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.8	16.6	8.6	195.1	65.7	207.6
0	0	2	2	2	0

中田町



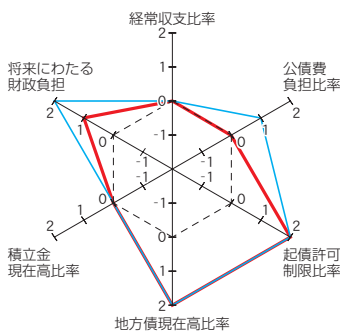
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
83.9	17.0	8.5	145.5	38.7	155.4
0	0	2	2	1	1

豊里町



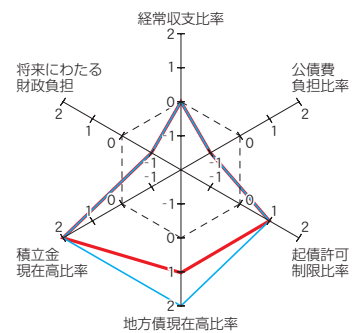
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.1	13.7	9.1	153.3	58.1	169.9
0	1	2	2	2	1

米山町

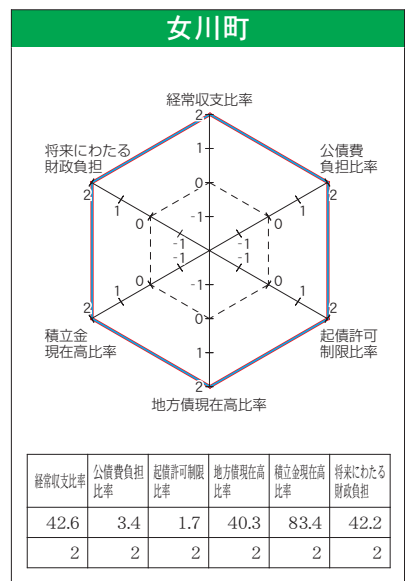
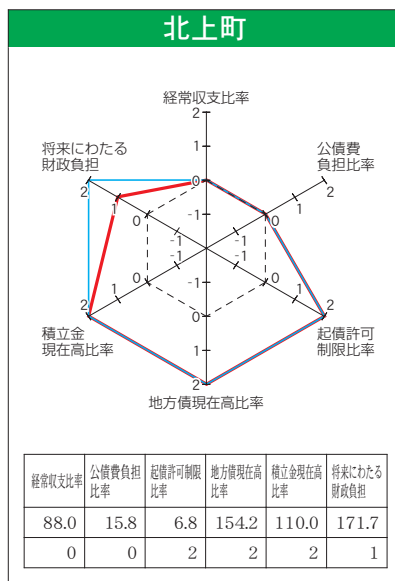
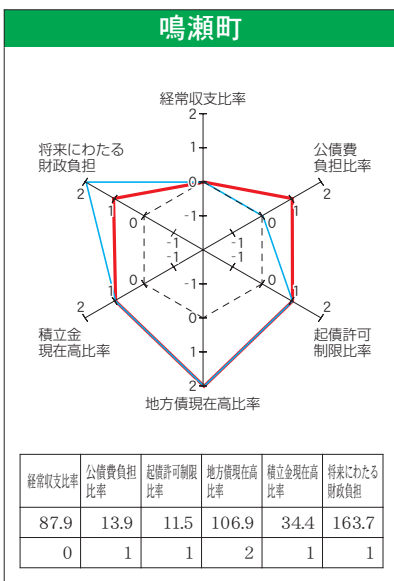
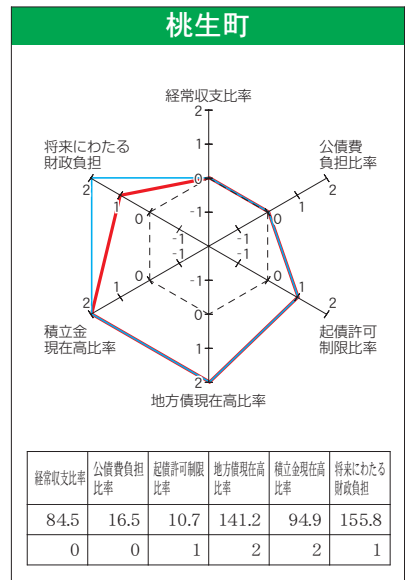
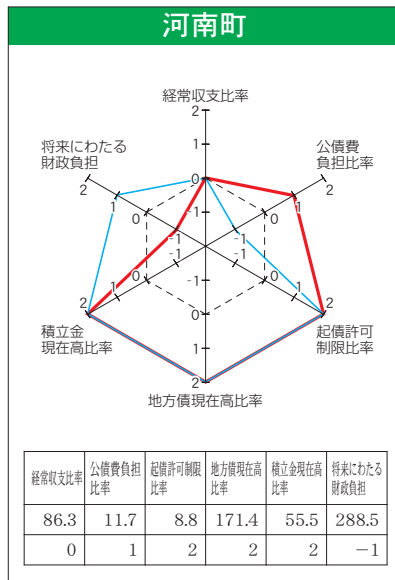
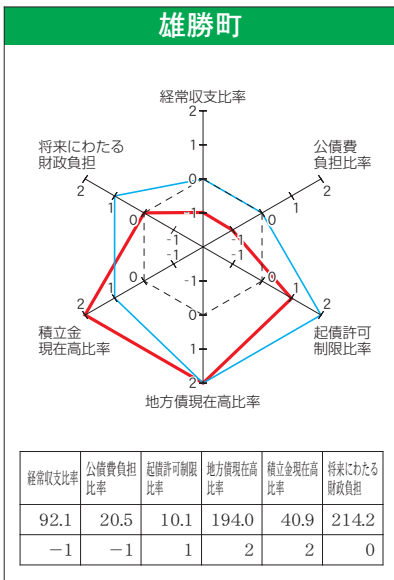
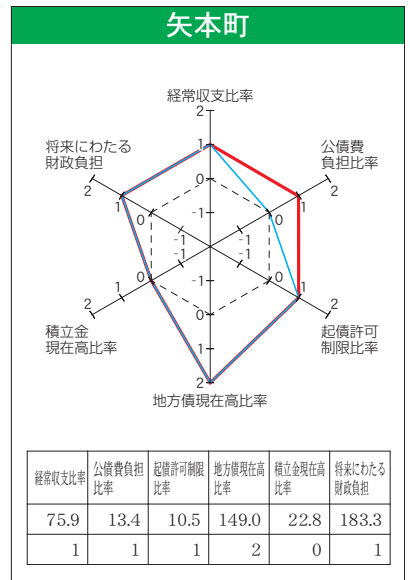
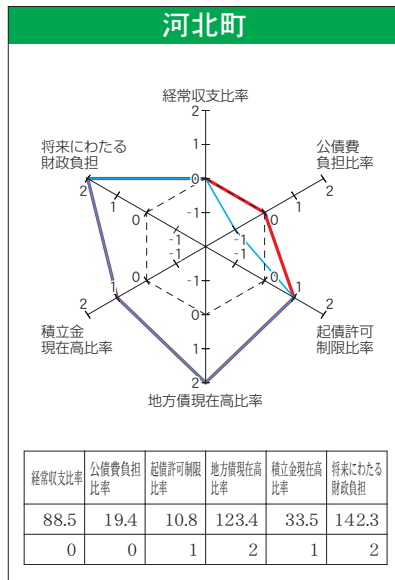
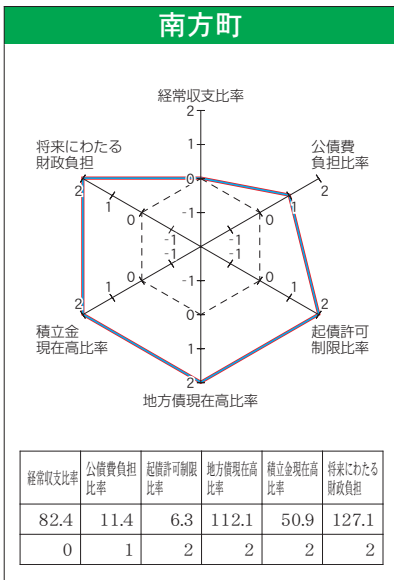


経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
86.7	15.5	9.4	155.0	24.6	173.8
0	0	2	2	0	1

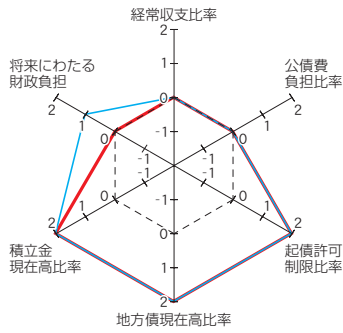
石越町



経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
83.1	21.2	11.5	206.3	43.2	295.3
0	-1	1	1	2	-1

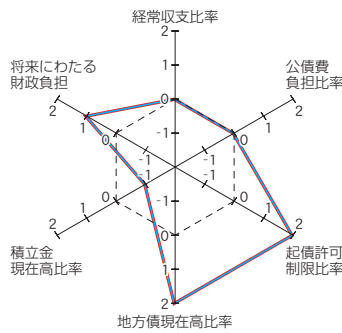


牡鹿町



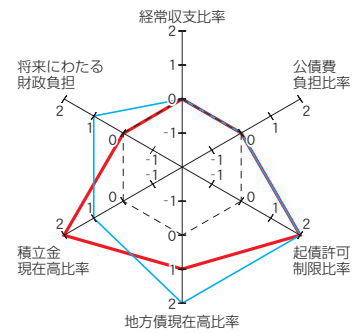
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
87.3	16.4	9.4	170.7	54.1	201.2
0	0	2	2	2	0

志津川町



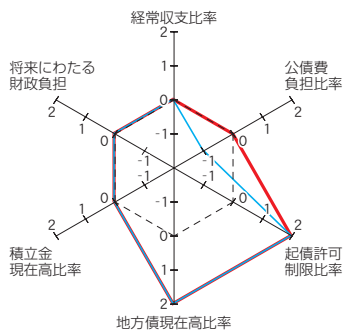
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
89.6	16.4	8.3	178.6	18.2	196.8
0	0	2	2	-1	1

津山町



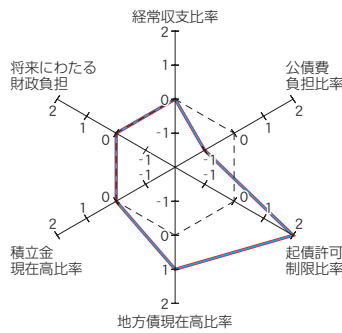
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
89.3	15.0	6.8	205.9	40.8	227.0
0	0	2	1	2	0

本吉町



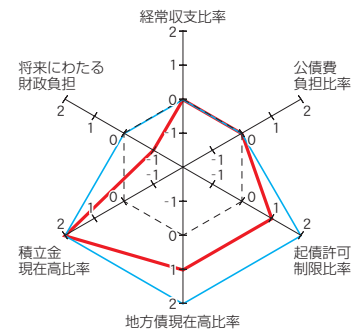
経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.0	17.7	7.7	187.2	25.9	216.7
0	0	2	2	0	0

唐桑町



経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
89.7	21.0	8.0	225.6	20.2	238.6
0	-1	2	1	0	0

歌津町



経常収支比率	公債費負担比率	起債許可制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.5	18.5	10.0	215.1	59.6	266.3
0	0	1	1	2	-1

第3章 三位一体の改革

ここでは、三位一体の改革についてわかりやすく説明します。

三位一体の改革とは、何ですか？

三位一体の改革とは、次の3つの改革を同時に行うものです。

- 1 地方は自らの創意工夫と責任で政策を決める
- 2 地方が自由に使える財源を増やす
- 3 地方が自立できるようにする

を基本方針として、次の3つの改革を同時に行うものです。

- 1 国庫補助負担金の廃止削減
- 2 国から地方への税源移譲
- 3 地方交付税の見直し

これら、3つの改革を同時に進めるので、一般に、三位一体の改革と呼ばれています。

今なぜ、三位一体の改革が必要なのですか？

～「地方にできることは、地方に」～

平成12年4月から「地方分権一括法」が施行され、国と地方は、「対等・協力」の新しい関係に立つこととなりました。これにより、一定の権限が地方へ移譲されましたが、財源の移譲については未解決となっています。

現在、私たちの生活に密接な行政サービスのほとんどが地方で行われていますが、地方独自の税収は国と地方全体の3割程度しかありません。残りは、国庫補助金や地方交付税等、国から配分される財源に大きく依存しています。

真の地方分権のためには、権限だけでなく財源も地方に移譲されなければなりません。

宮城県では、「三位一体の改革」の本来の目的を明確にするために、「地方財政自立改革」と言い換えています。つまり、地方財政自立改革（三位一体の改革）とは、真の地方自治を実現するため、地方が財政面で自立する改革なのです。

地方財政自立計画（三位一体の改革）によって、どんなメリットが生まれますか？

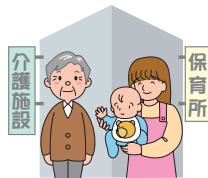
これまで、地方の財源が少なく、行政サービス提供にあたり国から補助金などの助成を得る必要がありました。そのため、国の補助制度が定めた全国一律基準で事業を行わざるを得ないなど、地域や住民のみなさんの声を反映させることが難しいのが問題となっていました。

しかし、地方財政自立改革（三位一体の改革）により、多くの行政サービスを住民の皆さんに納めていただいた税金で行うことができ、地域や住民のみなさんの声をより反映させた行政サービスを行うことが可能になります。

地方への税源移譲で、例えばこんなメリットが生まれます。

1 福祉分野などの行政サービスがアップします。

地域の実情に合わせて、幼稚園の空き教室や市街地のビルの空きテナントなどを利用した小規模保育所・介護関係施設を作ったりすることができます。



2 地域の実情に合わせた教育が実現します。

少人数教育・障害のある子とそうでない子が一緒に学べる教育など住民ニーズに沿った多様な教育を、地方の主体性のもとで進めて行くことができます。



3 より効率的な公共事業が実現します。

担当する国の省庁が異なるため、同じような事業でも別々に行われていた道路・下水道の整備をまとめて行うことができます。これにより、地域の実情に合わせて、より短い期間で効率よく整備が進められます。



4 県・市町村の事務効率化が期待できます。

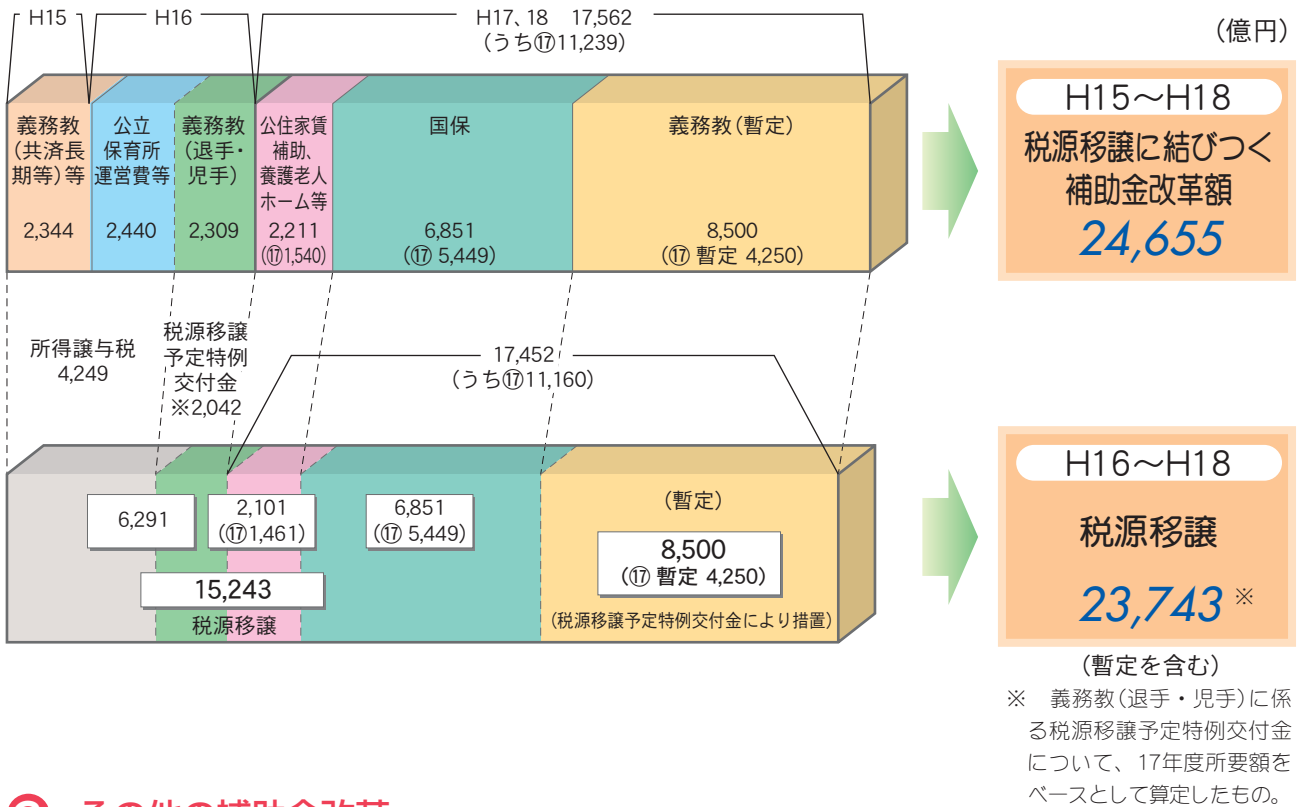
国への補助金申請、国の会計検査等に要する地方の膨大な書類作成などの手間と労力を、他の業務に有効活用することができます。



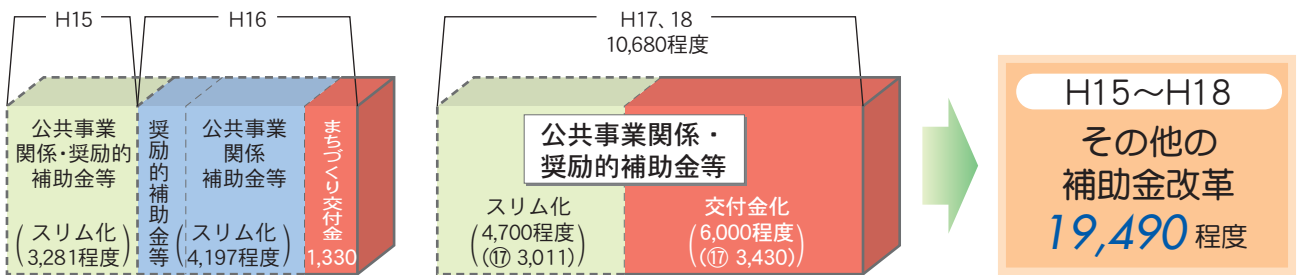
今後、地方財政自立改革(三位一体の改革)はどのように進められていきますか?

平成16年11月、政府と与党は平成18年度までの改革の方針について合意し、約3兆円の税源移譲に結びつく国庫補助金の見直し等を行うことが盛り込まれました。この合意に基づき、現在(17年3月)までに決まった税源移譲は全体の8割の2.4兆円であり、残りの0.6兆円については、先送りされているほか、義務教育費国庫負担金は暫定措置とされています。これらについては、平成17年度において結論を得ることとしています。

① 税源移譲に結びつく補助金改革のイメージ(概数) 平成17年度ベース



② その他の補助金改革



注

- 上記のうち、平成16年度から税源移譲予定特例交付金により措置することとした義務教の退手・児手の所要額は年度によって変動する。
- 「その他の補助金改革」に係る平成17, 18年度に係る数値は、平成16年11月26日の政府・与党合意ベースである。
- 上記のほか、平成15年度に高速自動車国道の新直轄方式導入等により930億円が自動車重量譲与税に税源移譲されている。

地方交付税については、平成18年度までは必要な行政課題に対して適切に財政措置を行い、地方の安定的な財政運営に必要な総額が確保されることとなりました。また、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対して適切な対応が実施されます。

しかしながら、地方財政自立改革は、これで終わりではありません。真の地方分権を実現するためには、18年度までの改革に限らず、今後も国に粘り強く国庫補助金見直し・税源移譲の拡大等を働きかけることが必要です。県では、住民の皆さんの声をより行政サービスに反映できるように、地方財政自立のための改革を今後も推進していきます。

財政運営のチェックポイント

1. 経常収支比率は 市部 80%未満
町村部 75%未満
2. 起債制限比率は 3カ年平均15%以上（注意信号）
3. 普通税徴収率は 95%以上
4. 積立金現在高比率は 標準財政規模の5%～10%程度
（財政調整基金）

1 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見るうえで最も重要な財政指標であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。

《算式》

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

2 起債制限比率（地方債許可制限比率）

地方債の許可制限の際の基準として用いられる。

過去3ヶ年度の平均値で表わされ、これが20%以上になると地方債の許可が制限される。

《算式》

$$\left\{ \left(\frac{\text{13年度 } A+E-B-C}{\text{標準財政規模}+D-B-C} \right) + \left(\frac{\text{14年度 } A+E-B-C}{\text{標準財政規模}+D-B-C} \right) + \left(\frac{\text{15年度 } A+E+F-B-C-G}{\text{標準財政規模}+D-B-C-G} \right) \right\} \times \frac{1}{3} \times 100$$

（注）

A…地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還分及び準公債費償還額を除く）

B…災害復旧費等に係る基準財政需要額

C…普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

（普通会計に属する地方債に係るものに限る。一部事務組合の地方債に係るものを除く）

D…臨時財政対策債発行可能額

E…PFI事業における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源

（施設整備費、用地取得費に係るものに限る。）

F…五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源

G…事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

3 財政力指数

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ で表わされ、この数値が大きい程財政力が強いとみることができる。

《算式》

$$\left(\frac{\text{平成13年度 基準財政収入額}}{\text{平成13年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成14年度 基準財政収入額}}{\text{平成14年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成15年度 基準財政収入額}}{\text{平成15年度 基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

4 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示すものである。

《算式》 標準税収入額+普通交付税額

（注）標準税収入額＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全特別対策交付金）

$$\times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全特別対策交付金}$$